

平成12年11月30日(木曜日)第4回定例会

出席議員(23名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	井上勝・	議員	21番	那須稔	議員
22番	遠藤聖作	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
24番	佐藤清	議員			

欠席議員(1名)

14番	佐藤穎男	議員
-----	------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	尾形清一	地域振興課主幹
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石川忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐

丹野敏幸 庶務主査

柴崎良子 調査主査

平成12年12月第4回定例会

議事日程第3号

平成12年11月30日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員は、佐藤穎男議員であります。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

## 一般質問通告書

平成12年11月30日(木)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
6	市政全般について	市民浴場レジオネラ菌検出と市民が安心して利用できる浴場とするために 駅前地区内井戸水からテトラクロロエチレン(発がん性の可能性のあるもの)が検出され、汚染土壌浄化対策が講じられているものの、その問題点について 市内における外国人労働者の就労状況と市の対応策について 議員の調査活動に対する市当局の姿勢について	17番 川 越 孝 男	市 長
7	実施計画について	市道石川西洲崎線の整備にかかわる用地買収などの諸問題について	18番 内 藤 明	市 長
8	工業団地の造成について	造成の手法と農地法について		市 長
9	教育行政について	教育活動に対する地域住民の協力と事故等の場合の責任の所在と対応について		教育委員長
10	小学校教育について	注意欠陥、多動性障害(ADHD)児の総数について ADHD児の生まれる原因について	5番 荒 木 春 吉	教育委員長
11	図書館について	ADHD児の傾向と対策について 市立図書館の重複所蔵数について		教育委員長

12	最上川河川敷地の活用 について	最上川堤外河川敷地(皿沼地内)の 有効活用とその手法について	10番 高橋 秀治	市長
5	教育行政について	教育改革国民会議の中間報告の課 題と問題点について	15番 伊藤 諭	教育委員長

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

## 川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号6番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 おはようございます。

私は、通告している課題について、市民の皆さんからお寄せいただいた御意見を踏まえ、社民党市民連合の立場から質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

昨年4月には地方分権一括法が原則施行され、介護保険制度もスタートしました。米国大統領選のごたごたや自民党反主流派による森総理引きおろしどたばた劇、そしてヨーロッパにおけるネオナチや極右の台頭など反動も起こり、まさに世紀末の状況を呈しております。

1カ月後には新たな21世紀を迎えます。新世紀に対する期待とは逆に、経済の不透明性や社会の混迷など厳しいものが予想されております。しかし、私は反動を許さず、歴史の歯車を前に押し出す力、これからの社会をつくる力には、次の五つの原則があると思うのであります。

その一つは、情報公開の徹底であります。二つには、機会の均等、特に男と女の機会均等の徹底であります。三つには、外国人との共生と自然環境との共存であります。四つには、官主導から官民対等の平等であります。そして、五つには、市民参加であります。仕組まれた参加でなく住民が主体的に参加することであり、この五つがこれからの社会をつくるかぎになると考えております。この五つを政治や行政に限らず、経済界を初めとするあらゆる分野において徹底することが、ますます重要になってくると思うのであります。そのような立場から幾つかの点について質問いたします。

まず最初に、市民浴場レジオネラ菌検出に関して伺いたいと思います。

去る9月11日に、厚生委員会の協議会に市民浴場よりレジオネラ菌が検出され対処しているとの報告がなされました。それによると、昨年度から検査を実施しているが、昨年度は菌の検出はなかったものの、今年8月の検査では、男性浴槽で大腸菌群が15個、レジオネラ菌が100ミリリットル中80CFU検出され、女性浴槽では大腸菌群が3個、レジオネラ菌が100ミリリットル中50CFU検出されたもので、大腸菌群については、1ミリリットル中1個を超えてはならないという厚生省の基準を男女両浴槽ともに超えており、直ちに対策を講じなければならぬ状況になっているが、レジオネラ菌については男女浴槽ともにレジオネラ症防止指針の100CFUの範囲内なので問題ないが、この際あわせて塩素滅菌による対策をとっているとの説明がなされました。

しかし、その後の私どもの調査によりますと、100CFU未満は望ましい範囲とされた基準は、平成6年3月に策定された空調設備として屋外に設置される冷却塔における基準であることが判明しました。

また、昨年11月には、新レジオネラ症防止指針が策定され、その基準によれば人体に直接接触する浴槽水の場合、10CFU未満とすることになっていることがわかりました。この基準からすれば、男女浴槽ともに上回っていることは明らかで、当局の認識や説明の不十分さを指摘せざるを得ません。

さらに、保健所の指導などもあり、泡ぶるが休止になっていることや、平成2年の増改築時から浴槽のお湯を循環する構造にしたとのことですが、市民の中には循環ぶるとは知らず、湯口からのお湯を飲む利用者もいるとの話も寄せられたために、早急な対策が必要との判断から、社民党市民連合としては、大腸菌もレジオネラ菌も自然界に存在する菌であることから、入浴に際し体をきれいに洗うなど利用者の理解と協力を得ることが大切であり、そのためにまず第1に、検査結果を市民に公表し、市報を使って利用者への入浴マナーの向上を呼びかけること。

2点目として、高瀬温泉は湯量も豊富であり、循環利用をストップすることを助役に申し入れを行ってき

ました。また、議会としても市民の健康に直接かかわる重要な問題であることから、厚生常任委員会での現地調査や全員協議会での説明を求めるよう議長に対しても申し入れを行ってまいりました。しかし、10月の定例懇談会で議長は、社民党の申し入れについて事務局長と相談した結果、対策がとられているので必要ないと。また、当局も対策をとり、市民に迷惑をかけていないとのことだったので開催しなかったと言われました。

その後も私も会派として引き続き説明の場を求めた結果、11月の懇談会の場で駅前のテトラクロロエチレンによる汚染土壌浄化対策とあわせて説明がなされました。しかし、資料が全くなくてすべて口頭説明だったことから、私どもの質問に対し同僚議員から調査しておいて質問するのは卑怯だなどという発言が出る状況となり、次回に資料を配付し再度説明を受けることになっているのであります。しかし、次回となれば来年1月であり、予算編成などの関係もあることから、今回お尋ねをするものであります。

本市が設置している浴場には、市民浴場のほかに老人福祉センターにも温泉浴場がありますが、老人福祉センターは利用者が高齢者であることや、施設をつくってから年月が経過していることなどから、レジオネラ菌問題が発生して以来心配であり、市当局に問い合わせたところ、レジオネラ菌は10未満で検出されず、大腸菌群も検出されなかったが、現在は防止のため粉末塩素を毎日2回浴槽に入れており問題ないとのことでありました。

しかし、私の調査によると、保健所の検査が実施されていることが判明いたしています。さらに、見せていただいた資料によりますと、平成12年8月3日付で、レジオネラ菌が男性浴槽で1.9掛ける10の3乗、女性浴槽では2.3掛ける10の3乗でしたので、男性浴槽では1,900CFU、女性浴槽では2,300CFUのレジオネラ菌が検出されており、大腸菌群は男性浴槽で1個、女性浴槽では陰でなしだったと記憶をしていますが、前に税務署の件もあり判断しかねますので、後ほど市長より明らかにしていただきたいと思うのであります。

そこでお尋ねをいたします。まず、市民浴場の関係であります。一つは、検査結果を公表して利用者に協力を呼びかけるべきだったのではないかと思います。この点についての御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

二つには、浴槽の清掃は必要にしても循環ぶろは休止すべきではないかと思っております。この点についてもお願いをいたします。

三つには、6月議会や9月の厚生委員会協議会における当局の浴槽水としてレジオネラ菌80CFUは基準内であり問題ないとした説明は適切を欠いているのではないかと思います。そのことについて市長の御所見をお伺いいたします。

老人福祉センター浴場についてですが、一つは、過去3年間の浴槽水の水質検査結果、保健所による検査結果も含めて明らかにしていただきたいと思っております。

二つは、循環ぶろの構造及び清掃方法など、温泉の管理状況を示していただきたいと思っております。

三つに、レジオネラ菌問題が出る以前にも保健所から指導を受けていたとお聞きをするわけではありますが、どういう内容だったのかお伺いいたします。

次に、2番目の駅前地区のテトラクロロエチレンによる汚染土壌浄化対策の問題についてお伺いいたします。

地下水の汚染や土壌汚染が判明しているわけで、私たちとしては基本的に次のように対応すべきと考えております。

まず第1に、速やかに汚染源を調査解明し、その汚染源の除去、もしくは浄化などの対策を講ずることです。

二つには、公害は発生の原因者を解明し改善を求めることです。このことをあいまいにしたまま行政で対応することは、行政の公正、公平の原則をゆがめることになりかねません。したがって、改善に要する資金

能力の有無については、原因説明とは別の問題として切り離れた上で十分検討されるべきものと考えます。

第3には、周辺の住民はもちろんのこと、市民に明らかにして、住民の理解と協力のもとに対策を講ずるべきと思うのであります。ところが今回の対応は周辺の住民にすら知らされていません。議会に対する水質汚染状況も平成8年度に0.041ppmで、基準値の4.1倍のテトラクロロエチレンが検出されたというだけで、その後年々汚染がひどくなり、基準値の140倍の1.4ppm検出されていることや、土壌汚染が基準値の700倍にもなっていることなど、明らかにされないままです。

また、土壌汚染の集中しているところのもとクリーニング業をやっていた方の土地で、その集中している部分を折半する形で、その東側の土地を寒河江市が既已取得していることなども知らされていませんでした。さらに、平成11年度に地下水汚染源等調査を199万5,000円で日本環境科学株式会社に委託されているにもかかわらず、予算の流用で対処されていたために、議会の審議に付されませんでした。今議会の11年度決算資料の訂正表が配られて初めて明らかになりました。

そこでお伺いいたします。一つは、本町地内の地下水汚染調査の検査結果について、平成3年度から平成11年度までの数値と基準値に対する倍率もあわせてお伺いいたします。

二つとして、汚染源調査の結果はどのような内容だったのか、要点をかいつまんで明らかにしていただきたいと思えます。特に水質の汚染源及び土壌の汚染源は推定されたのか。また、土壌汚染が基準値を700倍も超えていた地点があると書かれているわけではありますが、その原因、調査の方法及び結果をお伺いいたします。

三つとして、汚染土壌の現在の土地所有者はどなたなのか。また、所有権移転の時期及び前の所有者と以前クリーニング業をしていた方との関係についてお伺いいたします。

四つとして、土壌汚染浄化対策事業を現在市でやっているわけではありますが、なぜ市でやるのか。これまで原因発生者を特定できない旨の説明がされているわけではありますが、再度お伺いいたします。

次に、の市内における外国人労働者の就労状況と市との対応策についてお伺いいたします。

急速に進行する少子高齢社会の中で、日本経済の活力を維持するには、2050年まで毎年60万人の移民が必要との国連の指摘があるそうでもあります。また、21世紀の前半中に少なくとも1,000万人単位の人材を海外から受け入れることが必要になってくるであろうとも言われています。

しかし、日本は江戸時代以来変わることなく専門的な技術や技能を持つ外国人の就労に対しては寛容であります。単純労働者には極めて冷たい状況が続いています。外国人単純労働者は景気調整の安全弁として利用されることから法整備もなされず、その結果、超過滞在者や不法就労者も多いと言われています。

したがって、私は外国人労働者を積極的に受け入れるべきとの考えではありませんが、これらの外国人労働者が一人の人間として生活をする上でのさまざまな諸権利が保障されるように制度改正をしなければならないと思うのであります。

また一方、外国人労働者を受け入れなければならない現実があるわけでもあります。一方、景気の低迷などによる雇用不安や失業の増大などから起こる不満は、ドイツなどに見られるように、ネオナチや極右の台頭など新たな問題は欧米に限らず我が国でも危惧されるものであり、特に島国という地形から、歴史的に外国人との交流の少ない日本人にとっては、受け入れる側となる我々日本人の啓蒙活動が極めて大切になってくると思うのであります。政府の役割であると同時に、地方行政の果たすべき役割も大きいと思うのであります。

そのような立場から、本市における外国人労働者の就労状況と、本市に居住する外国人労働者の諸権利状況、及び外国人労働者に対する市の基本的な考え方や施策についてお伺いしたいと思います。

次に、の議員の調査活動に対する市当局の姿勢についてお伺いいたします。

分権時代における議会活動は、チェック機能の充実とともに、議員提案を含め積極的な政策論争ができる

議会活動に成長していかなければならないと思います。そのためには市当局の積極的な情報公開と議員の活発な調査活動が必須の課題となります。

ところが、議員が調査活動として資料を求めると、市当局は 100条委員会が設置されれば、そこには調査権があるが、議員個人には調査権がないために出せないと言われます。しかし、議会や委員会として議長や委員長から求められれば提出をする。また、一般市民と同様に、情報公開条例に基づいて申請してくれば出すとも言われています。確かに 100条委員会のように拘束力を持った調査権が議員にないことは理解をいたします。しかし、地方自治法第96条議会の議決事件を初め、97条、98条、99条、100条では議会の権限が定められております。その権限を議決し行使するためには、議会を構成している個々の議員は採決に加わり意思表示をする任務があるわけであります。

また、地方自治法第 112条では、議員の議案提案権が認められており、議案提案を行うにも個々の議員の事前の調査は不可欠なものであります。このように、議員には一般市民と異なる任務があることは明らかであります。当局の一般市民と議員を同一視し、議員の議案審査や調査の必要性を認めていないような対応は問題であります。

そこでお伺いいたします。一つは、県内13市の状況を把握していただいていると思いますが、本市の状況と比較して市長の御見解をお伺いいたします。

二つには、分権参加の寒河江を築くという視点から、議員の調査活動に対する姿勢を見直し、積極的な情報公開を行う中で、当局と議会は大いに政策論争ができる良好な関係をつくるべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

三つには、議会で公有地取得にかかわる予算審議をする際、一般論として相手方が一個人、一法人の場合でも、用地買収費や物件補償費などの内訳について明らかにすべきだと思っておりますが、もしできないとすれば、そのできない理由を教えてくださいたいと思っております。

以上について重ねて市長の誠意ある答弁を求めて第 1 問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、浴場の関連のことからでございます。市民浴場については、近隣にいろいろ温泉施設が開設されてきておりますが、温泉の効能や100円という安い料金で利用できることから根強い人気があり、市民の憩いの場、保養、健康増進の場として親しまれてきております。このように利用者から喜んでいただける市民浴場の衛生管理につきましては、平成3年に厚生省で定めた公衆浴場における衛生等管理要領によって良好な市民浴場の維持管理に努めているところでございます。この要領の中には、公衆浴場の施設整備の衛生管理等についての方法等が定められておりますし、浴槽水等の水質管理の方法も定められております。

平成11年に村山保健所から水質検査の際に、特にレジオネラ属菌の検査も含めて検査するよう指導があり、民間機関に委託して検査を実施したところでございますが、レジオネラ属菌等は検出されませんでした。

このレジオネラ属菌に関することとございますが、近年レジオネラ症患者が発生しまして、レジオネラ肺炎での死亡例もあり、厚生省ではレジオネラ症の感染源となり得る施設、設備について適切な維持管理、衛生管理の徹底を図るべく都道府県を指導し、県では保健所を通して市町村、旅館業などへの指導を強化しているものでございます。

今年度も同様に指導がございまして、市民浴場の男女それぞれの浴槽水について、村山保健所で水質検査を実施したところ、男女それぞれの浴槽水からレジオネラ属菌と大腸菌群が検出されたわけでございます。

その数値でございますが、男子浴槽からレジオネラ属菌が100ミリリットル中80CFU、このCFUというのは、御案内かと思えますけれども、レジオネラ属菌を検出する際の単位でございまして、colony forming unit(コロニーフォーミングユニット)の頭文字でございまして、形成個数というものを示すということとでございます。大腸菌群数が1ミリリットル中15個、それから女子浴槽からレジオネラ属菌が50CFU、大腸菌群数が3個という結果でございました。御指摘のとおりでございました。

この結果を踏まえ、浴槽水からそれらの菌を殺菌除去するために、レジオネラ属菌等の消毒殺菌に塩素剤の効果が確認されていることから、当初は固形の塩素剤で消毒殺菌を実施いたしました。現在は次亜塩素酸ナトリウムの自動注入機を設置いたしまして、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を2時間ごとに測定しながら、消毒殺菌を実施しておりますし、これからも継続して対応してまいります。この消毒殺菌方法を実施してから再度村山保健所で浴槽水の水質検査を実施しましたところ、レジオネラ属菌は検出限界の10CFU未滿、大腸菌群が陰性という検査結果でございました。

現在、村山保健所ではレジオネラ属菌が検出された場合は、清掃、消毒等の対策を講じ、対策実施後の水質について、レジオネラ属菌が検出限界の100ミリリットル中10CFU未滿を目標値と定め、厚生省の通知に基づいて指導しておるわけでございます。

市民浴場におけるところのレジオネラ属菌と大腸菌群の検出とその対応策について、9月の厚生常任委員会協議会で担当関係が御説明申し上げておりますが、その説明が不十分であったということとございますけれども、レジオネラ属菌につきましては、100ミリリットル中10CFUまでに下げなければならない、いわゆる検出限界まで下げて安心して利用できるようにと、そういう理解のもとで申し上げたつもりが誤解を招くような表現になり、また、大腸菌群につきましては、陰性という状態で利用者が安心して利用できる市民浴場にしていくと申し上げたものと言っておるところでございますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、レジオネラ属菌が検出されたことの公表と協力を利用者に呼びかけてはというようなこととございますが、御案内のように、レジオネラ属菌は土の中や河川、湖沼など自然界に生息いたしまして、人体に付着して浴槽に運ばれてくるのがほとんどと言われているようでございます。レジオネラ属菌は、アメーバなどに寄生し増殖しておりますので、浴槽や配管にぬめり、いわゆるぬめりというのは生物膜でございますが、

生じないように対応することも必要になりますが、今申し上げましたように、消毒殺菌の実施により浴槽、配管にぬめりは生じない状況で経過しております。

ヘアーキャッチャー、これは遊離しているごみを取り除く機械でございますが、ヘアーキャッチャーとかろ過器なども常時消毒殺菌をしている状況でございます。

また、浴槽、ヘアーキャッチャー、ろ過器というものは毎日営業終了後、浴槽からお湯を全部抜いてきちんと洗浄清掃しております。加えて施設設備全般についても、月1回の休業日に清掃、消毒殺菌を実施しております。

これらの対応というものをしっかりと行っておりますので、利用者に不安感を与えないように、体をきれいに洗ってから入浴しましょうという注意書きというものを改めて大きく掲示し、利用者の入浴マナーの向上を図ってきておるところでございます。

循環ぶろの存続についてどうだというような御質問もありましたが、このオープン時の施設につきましては、当初予定した利用者数を大きく上回ったことから施設が手狭になっておりましたので、平成2年度に増改築したものが現在の市民浴場でございます。増改築に当たっては、利用者の要望などでもできる限り取り入れて対応した施設でございます。効能ある源泉というものを水道で薄めないでほしいとか、あるいは浴槽内のごみ、浮遊物を何とかしてほしいとか、浴槽をもっと広く、洗い場の数をふやしてほしいなどの要望が数多くございました。これらの要望にこたえるために、脱衣所、浴室、浴槽というものをそれぞれ3割程度大きくいたしまして、洗い場の数も7カ所から14カ所に倍増しておりますし、休憩室につきましても54畳から72畳に大きくいたしまして、利用者がゆっくりとくつろげる広さを確保しております。

また、源泉を冷却する装置を設置いたしまして適温の源泉を供給し、水道水で薄める必要のない構造にいたしまして、源泉の効能を保持するとともに、ヘアーキャッチャー及び砂ろ過器を通しまして浴槽内のごみ、浮遊物等を除去いたしまして、循環させた湯と源泉とで湯温を調整する機能を持たせて、源泉を有効に利用できる設備にした施設でございます。衛生管理の面は今申し上げましたように意を尽くして対応しておりますので、これからもこの設備の機能というものを十分活用いたしまして、利用者から喜ばれる、そしてまたより親しまれる市民浴場にしていきたいと思いますと考えておるところでございます。

次に、老福センターの浴槽の問題につきましてお答えいたします。

老人福祉センターにつきましては、社会福祉協議会に管理運営を委託して実施しているところでございます。浴槽水のレジオネラ属菌に関する調査につきましては、法的な定めがないことから、昨年までは特に実施しておりませんでした。

去る8月3日に行われました検査については、村山保健所が指導の一環として臨時に行ったものでございまして、その結果はCFU値が目標を超過しておりました。先ほど申し上げましたようにCFUというのは、いわゆるレジオネラ属の菌が形成するコロニーの数でございまして、検査結果は男ぶろが1,900、女ぶろが2,300でございます。なお、レジオネラ症防止指針による目標値は10となっております。先ほど申し上げたとおりでございます。このため衛生管理に万全を期すべく保健所の指導を受けながら、薬剤による消毒などを直ちに行ったところでございます。

その後の8月30日に行った自主検査の結果は、男女いずれの浴槽水とも目標値を下回る結果となっております。その後も消毒を初め必要な衛生管理を継続的に実施しておりますし、今後においても定期的に水質検査を行うなど、適切な管理に努めてまいります。

また、管理等々でございますが、前日利用者が帰った後、脱衣所、浴室内の清掃等を行うとともに、浴槽水の約半分を排水いたします。そしてまた、週2回は全部抜いて消毒殺菌しております。翌朝、源泉水を浴槽にくみ上げ満水とし、これを循環させながら加温していく方法をとっております。循環の仕組みといたしましては、浴槽水をまずヘアーキャッチャーに通すことにより毛髪等粗大物を除去し、次にろ過器を通して不純物等を除去した上で加温し、浴槽に戻すこととしており、常に42度以上を保つこととしております。

また、浴槽水は県の指導に基づき2時間間隔で1日4回以上、遊離残留塩素濃度というものを検査いたしまして、必要に応じて塩素剤を投入し、常に0.2から0.4ミリグラム/リットルを保つようにしております。レジオネラ属菌の繁殖防止には万全を期しているところでございます。

なお、洗身用、体を洗うためのシャワーや蛇口のお湯につきましても、循環したものでなく湧泉水を直接使用することといたしております。

それから、保健所からの指導云々でございますけれども、これまで特に保健所から指導が来たことはありません。浴槽水のレジオネラ属菌に関する基準は現在のところないわけでございます。自主検査の項目となっております。そしてできるだけなくすと。つまりCFU値が10以下となるよう指導しているというのが現状でございます。このため、保健所といたしましても、昨年まではレジオネラ属菌を初めとした浴槽水に関する指導は特に行ってこなかったとのことでございます。本市としましては、今後とも保健所の指導に従いながら適切な管理に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、駅前の地下水について申し上げたいと思っております。

地下水汚染につきましては、平成元年の水質汚濁防止法の一部改正において、都道府県知事は公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、汚濁の状況を公表しなければならない旨定められました。山形県におきましても、この規定に基づいて毎年度公共用水域水質測定計画というものを策定いたしまして、この計画によりまして水質の監視を行い、その結果を公表しております。

山形県において実施している地下水の測定調査には、一つには、地域の全体的な地下水質を把握するための概況調査と、それから二つ目には、汚染の範囲を把握するための汚染井戸周辺地区調査と、それから三番目には、地域の代表的な地下水の経年的監視や汚染地区の継続的監視を実施するための定期モニタリング調査と、三つの調査がありますが、本市に関しましては、平成3年度と平成8年度に概況調査を行い、平成4年度から定期モニタリング調査を実施しておるわけでございます。

このような中で、平成8年度に実施した定期モニタリング調査の結果、本町地区内において環境基準を超過したテトラクロロエチレンによる汚染が認められたものでございます。

それから、平成3年度から平成11年度までの地下水調査におけるところの年度ごとの数値等のお尋ねもありましたが、これは担当の方から申し上げたいと思えます。

このテトラクロロエチレンという物質は、有機塩素系溶剤として大きな需要がありまして、金属等の脱脂洗浄剤やドライクリーニング溶剤として一般に流通していることは御案内かと思えます。その性状というものは無色透明の液体でございます。揮発性、不燃性のものではありますが、有害性があるということで、平成元年の水質汚濁防止法の改正時に有害物質に指定されたものでございます。

毒性といたしましては、頭痛、吐き気、麻酔作用、肝臓障害等が認められているほか、動物実験の結果では発がん性を有することが報告されております。人に対しましては発がん性を有するとの結論は得られていないようでございますが、WHO（世界保健機関）等においては、人に対する発がん物質である可能性を認めているようでございます。

この地下水の水質汚濁に係る環境基準につきましては、テトラクロロエチレンにつきましては、含有量が水1リットル中0.01ミリグラム以下となっております。これは人の健康への影響等に関する知見やWHOの飲料水暫定ガイドラインなどを勘案し設定されたものでございます。WHOのガイドライン値は、体重70キログラムの人が70年間毎日2リットルの汚染された水を飲み続けた場合でも実質的に安全な量として設定されているものと言われております。

平成8年度調査後の経過についてでございますが、本町地区において、環境基準を超過したテトラクロロエチレンの汚染が認められたことから、県では平成9年度に定期モニタリング調査を行うとともに、汚染井戸周辺地区調査を行っております。このときの定期モニタリング調査では、テトラクロロエチレンの濃度は上がり、新たにトリクロロエチレンが環境基準を超えた値を示しております。

汚染井戸周辺地区調査では、周辺井戸使用者の中で飲用に使用している者は確認できなかったと聞いております。その後、県から本市に対しまして、表層土壌ガス調査への協力と調査後の対策実施についての要請があったわけでございます。これは平成10年の6月でございます。本市といたしましては、これを受けて表層土壌ガス調査に協力するとともに、地下の汚染状況を把握し、改善のための基礎資料とするため、平成11年度にボーリングによる垂直分布調査を実施したものでございます。この調査が御質問の地下水汚染源等調査でございます。

その内容につきましては、既に資料をごらんになっており十分御存じのことと思いますが、その概要を申し上げますと、県で実施した水平分布調査の結果を参考にしながら、汚染の中心部と思われる場所の最も高い汚染数値を示した地点について、不透水層の出現深度を勘案しながら地下20メートルまで掘削し、採取した試料、いわゆる土壌コア、いわゆる土壌の固まりでございます、の汚染濃度を分析したものでございます。

分析項目としましては、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレンの3種類でございます。

分析の結果をみますと、地下6.4メートルまでの地層において3物質の汚染が認められましたが、それ以下の地層では3物質とも汚染は検出されませんでした。いわゆる不透水層というのは最初の粘土層といえますか、これ以上浸透しないところの粘土層というものだそうでございます。そして、定められた方法によりまして土壌の分析を行いました。その結果は表層部分では汚染濃度が高いものの、地下1メートル以下では急激に低くなっております。この結果、土壌汚染は調査地点を中心として10メートル程度で、地下6.4メートルまでの範囲と推定いたしました。

地下水の汚染については、一般的に汚染物質の地下への浸透に起因する土壌汚染があって、それが地下水との接触によって運ばれ、地下水汚染となってあらわれるものであることから、本地点が汚染源とは断定できませんでしたが、現場の状況から見てその可能性が高いと判断したものであります。

これらの点を踏まえまして、本年7月から汚染の源を断つことを目的に土壌浄化対策を開始いたしまして、現在も継続実施しているところでございます。

ところで、この浄化対策の方法でございますが、汚染物質というものを強制的に吸引除去する土壌ガス吸引法を採用いたしました。これは垂直分布調査の結果や現場の状況を考慮し、最も適する方法として県の指導、助言を受けながら決定したものでございます。

この方法の特徴というものは、現状のままで浄化が可能であり、処理後の対象地回復が容易であること。二つ目には、対象物質を吸引井戸に集めるので、拡散を防止する効果があること。それから三つ目には、対象物質の除去量を容易に把握できることなどが挙げられるわけでございます。

この土壌浄化対策のこれまでの状況でございますが、対策開始後1カ月間の変化をみますと、およそ1週間で急激に汚染物質の濃度が低下し、その後も緩やかな減少傾向を示しております。9月以降の報告は受けておりませんが、徐々にではあるものの確実に減少しているものと考えております。これまでの結果につきましては、近日中に中間報告を提出させることにしておりますので、報告を見て今後の回復がどのように進むのかの見込み等について検討したいと考えております。

現在の土地所有者の関係でございますが、汚染土壌調査地点の土地は平成7年8月1日に売買契約を締結しまして、寒河江市が取得したものでございます。前所有者はクリーニング業を営んでいた方でございます。

それから、浄化対策を実施した理由等について申し上げます。

このことにつきましては、6月の定例議会におきまして、この事業費の予算を補正していただく審議の中で説明しているわけでございますが、本来浄化対策を行わなければならない者は汚染原因者でございます。水質汚濁防止法においても都道府県知事は汚染物質の地下浸透によって人の健康に被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるときは、被害防止に必要な限度において、地下浸透があったときの事業場の設置者に対し水質浄化のための処置をとることを命ずることができる旨定められております。

本事案の場合は、県が実施した表層土壌ガス調査の結果、汚染場所は大体のところ特定され、その付近において過去にテトラクロロエチレンを使用し汚染の原因となったのではないかとと思われる事業所もありました。しかしながら、この事業所に対しましては、水質浄化に係る措置命令の発動要件を満たしていないため措置命令はできないとの県の見解でございました。

なお、この法律でございますが、平成8年6月の改正において規定されております。

その措置命令ができないという理由といたしましては、一つには、現に周辺住民の健康に被害を生じておらず、また人の飲用に供されることが確実であるとは考えられないこと。二つには、今申し上げました改正法の公布前に当該事業者は既に廃業しており、これを引き継いでおる者もおらず、水質浄化の措置命令に係る規定を適用することができないことなどであると聞いております。市といたしましては、市が行うべき旨の直接的な法の規定はありませんが、以上の点を踏まえ、県からの要請もあったことから、このまま放置することはできないと判断し浄化対策を行っているものでございます。

今後の対応といたしましては、現在実施している土壌浄化対策の結果に基づきまして、駅前の区画整理事業との調整を図るとともに、県からの指導助言をいただきながら、実施可能な方策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、外国人の就労状況とその対応策というような御質問がございました。

市内の外国人の登録者につきましては、平成11年12月31日現在 237人でございます。出身地域別では東アジアが 167人、中南米が26人、東南アジアが24人、その他が20人となっております。

登録者の推移につきましては、平成5年に50人台であった登録者が平成8年には99人、平成9年には 148人、平成10年には 233人と著しい増加となっておりますが、その大きな要因は、国際結婚の増加と市内企業による外国人研修生等の受け入れによるものと思われるところでございます。

外国人登録事由の面から見ますと、日本人の配偶者が約 120人、市内企業での研修・就労目的者が約60人、そして中国からの帰国関係者が約50人、その他が約10人と推定されるところでございます。市内の企業におきましては、約10社が外国人の研修生・就労者の受け入れを行っており、研修者と就労者はそれぞれ30人と推定しておるところでございます。

このような方々がいらっしゃっておるわけでございますが、その外国人登録者の方に対する市の対応策でございますが、市の国際化につきましては、御案内のように第4次振興計画に外国人との相互理解の醸成を図るとともに、外国人をやさしく迎えるまちづくりに努めると掲げており、近年の国際化に伴い増加している国際結婚による外国人配偶者の方や、研修・就労のために市内企業に在籍されている外国人の方などの生活支援を行うため、さまざまな施策を展開してきているところでございます。

具体的には、外国人同士の座談会形式による情報交換会の開催を初めとして、市報のお知らせ欄を日本語、中国語、韓国語、英語の4カ国語で表記してみたり、同じ4カ国語による「寒河江市くらしのガイドブック」というものを作成し、外国人登録や更新手続に来られた方に配付するなど、身近な暮らしの情報の提供を行ってきっておるわけでございます。

ガイドブックの内容といたしましては、最初に寒河江に来たらということで、外国人登録や国民健康保険の手続、国民年金についてから始まり、ごみや水道、下水道、電気、自治会、自動車運転免許、緊急時の対応、仕事を探すときなどの日常生活について、また妊娠したときの母子健康手帳や各種教室について、そして子供が生まれたときの出生届や健康保険への加入、児童手当の申請、乳幼児医療費の助成、予防接種、乳幼児健康診断について、そしてまた子供が成長したときの幼稚園や保育所、幼児学級、小・中学校、高等学校、教育相談、いじめ相談について、さらには各種検診についての健康管理に関すること、そして病気をしたときの病院や診療までの順序、休日診療、外国人医療情報センターについて、さらには山形県国際交流協会や市の相談窓口、高齢者・障害者のための福祉サービス、経済的に困ったときの各種相談についてなどの相談窓口に関すること、市内の各種団体が開催する日本語教室などについて、これらのことをそれぞれ問い

合わせ先や相談先を明記しながら、わかりやすく案内するとともに、市に昔から伝わるさまざまな伝統行事とお祭りの情報やら日本の文化、習慣についての理解をしていただくための情報をも紹介しておるところでございます。

さらに、母子手帳に日本語と母国語で併記したり、国際化関係団体が開催する語学研修・講習会やイベント活動の紹介を広報紙に掲載いたしまして、外国人の方が積極的に参加されるよう周知を図ってきているところでございます。このような中で、公民館活動に参加して料理教室の講師になり、自国の料理を紹介し大変喜ばれ交流を深めている例もあるわけでございます。

また、外国人の方の求職につきましては、ハローワーク寒河江公共職業安定所が窓口となって積極的に就職先を紹介、あっせんするとともに、雇用先の企業の指導をも徹底し、不法な就労の防止にも努めております。

このようなことから、今後につきましてもガイドブックの内容の適宜更新を初めとして、情報交換会の場に出される意見や要望を考慮しながら、外国人の方がより快適で安全な生活を送れますよう積極的に支援をしてまいるとともに、国際交流による人づくり、まちづくりの実現に努めてまいりたいと思っております。

次に、議員の調査活動に対するとお尋ねがございました。本市が麗しい活力にあふれた都市として発展するための諸施策を実施していくには、市民の御理解はもとより議会との良好な関係が必要であり、議会と執行部のそれぞれの役割というものを十分認識いたしまして、お互いに尊重し合いながら進めていくことが重要であると思っております。そのため諸施策の実施に当たりましては、全員協議会、各常任委員会、議員懇談会等を開催いたしまして経過等を御説明申し上げ、必要な資料等を提出し協議等をいただいております。議会との信頼関係に基づいて行われてきておるものと思っております。

また、議会に提案する議案等につきましては必要な資料を添付しておりますが、これとは別に委員会等の中において議員から当局に対して議案審議のため各種資料の要求があった場合には、審議上説明するための資料として提出し、委員会等で十分審議していただいております。

御質問の議員個人の調査活動の資料等の協力ということでございますが、議会の閉会中におきまして議員個人から各課に対して資料の要求がある場合がありますが、公表することを目的として作成され決定しているもの、各種の事業、制度等についての説明資料、それから前年度の事業成果をまとめたものにつきましては、各課で判断してお出しできるものについては出してきているところでございます。

議員の調査活動というようなことがどういう範疇での考えかちょっと受けとめられませんが、行政実例等を見ますと、議員個人が議員としての職責を果たすための個人的調査の権限につきましても、議会の意思と関係なく議員個人として調査する権能はないという実例が出されております。そんなことから、今申し上げましたように、お出しできる以外の各課における事務及び事業執行に関するものなどについて議員個人の立場で資料などの要求があったとしても、議員だからといって一般市民と区別するような特別な扱いをすることはできないのではないかと考えております。これまでも述べてきているように、情報公開条例に基づくところの手続をしていただくことが原則ではなかろうかなと、こう思っております。

かなりの項目にわたりましたので、全部答えたつもりでございますが、もしも取り落ちがあった場合は後ほど申し上げたいと思います。

また、先ほどの件数等につきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

以上です。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

〔石山 修生活環境課長 登壇〕

石山 修生活環境課長 平成3年度から平成11年度までの本町の地下水水質調査の検査結果の数値と環境基準に対する倍率についてお答えいたします。

これから申し上げる数値の出典は、平成3年度及び平成8年度の概況調査、並びに平成4年度から平成10年度までの定期モニタリング調査の数値は、山形県文化環境部発行の山形県環境白書による数値でございます。平成9年度の汚染井戸周辺地区調査及び平成11年度の定期モニタリング調査の数値は、水質汚濁防止法に基づいて山形県から公表された地下水水質測定結果の数値でございます。単位は1リットル中につき何ミリグラムあるかという数字でございます。以下、単位呼称は省略させていただきます。環境基準に対する倍率については、私の方で計算した数値でございます。

最初に、環境基準値を申し上げておきます。環境基準値はテトラクロロエチレンが0.01、トリクロロエチレンが0.03、シス-1, 2-ジクロロエチレンが0.04でございます。

最初に、平成3年度と平成8年度の概況調査の数値でございますが、両年度とも汚染物質は検出されておりません。

次に、平成4年度から平成11年度までの定期モニタリング調査の数値について申し上げます。

テトラクロロエチレン、平成4年度0.0032、0.32倍、平成5年度0.0024、0.24倍、平成6年度0.0008、0.08倍、平成7年度0.0026、0.26倍、平成8年度0.041、4.1倍、平成9年度0.30、30倍、平成10年度1.4、140倍、平成11年度1.1、110倍。

次に、トリクロロエチレンでございます。平成4年度0.029、0.96倍、平成5年度0.028、0.93倍、平成6年度0.022、0.73倍、平成7年度0.011、0.36倍、平成8年度0.02、0.66倍、平成9年度0.062、2.06倍、平成10年度0.08、2.66倍、平成11年度0.19、6.33倍。

次に、シス-1, 2-ジクロロエチレンでございます。この物質については平成9年度から検査結果の検出数値が出てございます。シス-1, 2-ジクロロエチレン、平成9年度0.14、3.5倍、平成10年度0.20、5倍、平成11年度0.20、5倍。

次に、平成9年度実施された汚染井戸周辺地区調査の数値について申し上げます。

テトラクロロエチレン0.059、5.9倍、トリクロロエチレン0.029、0.96倍、シス-1, 2-ジクロロエチレン0.085、2.12倍。

以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 大変項目も多かったせいもありますけれども、丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。

それで、時間も15分きりありませんので、どうしたらいいのかなというふうにも思うんですが、やはり今お聞きになって議員の皆様あるいは傍聴者の皆さんもおわかりだというふうに思うんですが、基準値を超えていたことなどが議会にこれまで示されなかった。特に白岩の老人福祉センターの温泉などは、高齢化の中で老人福祉対策に特に力を入れてやっている中で、基準値をはるかに超えるレジオネラ菌が検出されているながら、そして9月の議会の開会中に市民浴場の話を生活環境課長がしているわけですね。そのときにもう既に白岩の大変な状態がわかっているにもかかわらず教えてこなかったというような問題などがあるわけですね。

そして、白岩の状態も、先ほどもあったんですが、お湯を半分だけ毎日投げてあと足して、要するに俗にいう温め湯、ただの循環ぶろじゃなくて温め湯をしていると。そして1週間に2回だけ水を交換しているということが今市長からもあったわけですね。こういう状態というのは本当に、私もあそこを利用するお年寄りの方々からも話を聞きました。何てことだかというふうにたまげているという状況であり、改善策も提案したいんです、いろいろ。

したがって、時間的にないので、この問題について厚生の常任委員会の協議会でもいいですから、あるいは全員協議会でもいいですから、こういう問題について少し時間をとって議会側と話をする場をつくっていただきたいということをまず議長に最初お願いをしたいと思います。でないと時間がなくて、そのやりとりもこの一般質問の中だけでやり切れないというふうにも思いましたので。そうして市民の不安や疑問を取り除きながら、今市で対応策をとっていることもやっぱり市民の皆さんに理解をされると。こういうことをしていただきたいということを、できなければまず要望をしておきます。あるいは当局にもそのことについて要望をしたいと思います。

それで、今の状況の話をずっと聞いてみて、議員の皆さんもこの前の懇談会の際には、そんな必要ないべと、皆手を打っているんだからと、対策をとっているんだからというふうなお話もありましたけれども、今の状況を聞いておわかりですね。駅前の問題だって大変な状況になっているわけですね。したがって現状を皆さんが知らな過ぎるんでないかと。だって私も知らない部分がいっぱいあります。特に地域の住民の方に報告がされていないということも私ども調査する中でありました。

駅前のテトラクロロエチレンの関係、区画整理でやってあって、あの土地は寒河江市でもう取得をしていると。そして、これからその場所が道路になるそうです。しかし、道路になったからとて済むという問題でないわけですね。そこにもう明らかに土壤汚染されている場所があると。そして、そこは寒河江市の所有地でもあると。ところが寒河江市ばかりでなくて、前にそこでクリーニング業を営んでいた人と汚染されているところを半分分けて買ったみたいな形に今なっているんです。そいつをガス吸引による浄化対策を今やっていますけれども、これも資料を見させてもらう限りでは、完全にすぐはならない。徐々に改善されると、時間がかかるというふうなことも言われています。

ところが、あれ一番いいのは、ここの汚染されている場所の土を取って入れかえるのが万全だと。確実に処理されるというふうに委託をした報告書の中にもなっているんですね。ところが上に建物が建ったりしているからなかなかできない。今のガス吸引法を採用しているというふうに言うんですが、なかなかこれだってどういうふうに今後改善されていくかわからないと。徐々ににはなっていくけれども、さっき話もあったんですが、あそこを区画整理組合の事業の場所であるわけですから、間もなく上の建物が取り壊されて更地になる時期があるんじゃないかと。そうしたときにその土を全部取って処理をするという方法などもある

んではないかというふうに思うんです。

この報告書によりますというと、掘削で処理をした場合、掘削の土壌量では20立方メートルだそうです。それから、先ほどの市長の答弁にもありましたように、深さ6メートルぐらいのところだと。そして、その土の20立方メートルぐらいだというようなことであれば、土を入れかえるという方法だってあるのではないかと。今は建物が建っているからガス吸引という方法でやっているにしてもね、というふうなことも検討すべきではないのかなというふうに思います。

それから、そのテトラクロロエチレンもそういう状況がありながら市民に話をしなかったのは、いろいろ聞きました。そして、公表するということ、原因者は特定できないと言っているけれども、地域住民はあの人だべというふうになる心配があると。こういうふうなことで言えないというんですね。明らかにできないと。しかし、それは調査結果でも業者がやる調査結果というのはこれが限界だと思います。後で時間がないから別な機会に申し上げますが、推定しているわけですね。土壌汚染源、土壌の汚染は人為的に汚染土壌を搬入したものでなければ、その場で汚染されたものと考えられると。コア分析の結果より表土部分の汚染が最も著しいことから、当該地の土壌汚染は以前にドライクリーニングで使用した溶剤が漏洩したものと推察されると。3の1の別の資料があるんですが、述べたように汚染源は現在盛り土となっている部分の地下に存在すると推察されると。

しかし、コア分析や地下水の分析の結果から、汚染の範囲全体を、どこまでどうなっているということは特定することはできないと。しかし、どこまでなっているかわからないけれども、いろんな調査のやつからすれば、先ほど言った20立方の土を取ることによって対処できるのではないかというふうになっているんですね。

こういうことからすれば、こういう会社で出すのは特定できなくて、それが原因だというふうに推定されると、これが限界だと思います。そうしたときに、ずっと平成3年からの水質汚染のやつも先ほど数字が出たんですが、7年にクリーニング屋さんが廃業された。そして8年からぼんぼんと上がるんですね。ぼんぼんぼんと数値が上がっていくわけです。そうすると、やっぱり前にクリーニング屋をやっていた方にやめたときの状況や、やめた後土盛りしたときの状況などを聞いて、どういうことで処理されたのかというふうなことをきちっと聞いて、その上で問題があるのかなのか、関係があるのかなのかという判断を私はすべきなのではないかと。そのことをしていないというんです、聞いてみたら。したがって、そういうことをきちっとやった上でしていかないと、行政の公平、公正の原則をゆがめる危険性があるのではないかと。いうふうなことを感じているわけです。

一つに絞って申し上げたいわけではありますが、なぜ白岩のそういう温泉に細菌が出ていた状態や駅前のことを今まで市民の前に明らかにしてこなかったのかという責任は私は大きいと思うんです。今ここで質問されて初めて出たわけではありますが、白岩の温泉については数値も言いませんでした。私の方から数字を言って、これが本当に間違っていたりすると悪いので、市長の方から改めてこの数字を教えてくださいと言ったんですが、基準値を超えているという表現で、数値はどのような数値が市の方に出されているのかもわかりません。したがって、なぜ今までこれを教えてこないのかと。隠してきたのではないかと。指摘をせざるを得ません。したがって、そういうふうなことについて市長の見解をお聞きしながら、白岩の方の数字を教えてください。

そしてまた、いろんな機会での問題は市民の皆さんに理解、納得していただけるような形で、汚染土壌の浄化を早急にやっぱりしていくという、対策を進めていくという立場で今後も取り組んでまいりたいということをお知らせしておきます。2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 駅前の件でございますけれども、今も議員からの話がございましたように、個人事業者というのは、平成7年に県に対しまして廃業届を出しておりました。先ほども答弁申し上げましたけれども、改正された水質汚濁防止法公布のときには既に営業をやめておりました。そして、現在土壌浄化対策を実施している場所の近くに店舗を設置して営業しているのは法人でございます。そして、これも営業開始したのが平成9年からということになっております。そんなことから、市においてこれは対応しなければならないじゃないかなと、こういうことでやっておるわけでございます。それが一つでございます。

それから、白岩の件でございますけれども、これは1問でもしょっぱなに申し上げましたように、老人福祉センターというのは、市が社会福祉協議会に委託しておるわけでございまして、設置者は市ではございませぬけれども委託しておりまして、委託業務の中には施設及び附属施設の使用の指導とか監督ということとか、あるいは整備及び補修とか、清掃及び保守とか、保守点検というようなことにつきましては協議会の方に委託するんだと、こういうようなことをやっておるわけでございます。

それから、もう一つには、レジオネラ菌というものにつきましては、先ほども申し上げましたように、調査項目の中に入っていなかったと。最近になってそれが出てきたということでございまして、そのようなことから8月の末に村山保健所の方から立ち入り検査があって、そして報告書がセンターの方に8月の末に送られてきたと聞いておるわけでございます。そんなことからその後十分対応をして今日に至っております。そういうことの経過でございますので、その辺の御理解はいただけるんじゃないかなと、このように思っております。

以上です。

平成12年12月第4回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員、残り時間わずかでございますので、簡潔に願います。

川越孝男議員 白岩の数値について改めて数字全部言う必要はありませんけれども、私が1問で申し上げたあの数字が保健所で調査した数値に間違いはないのかだけ。違うのかそのとおりなのかだけお聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問で答えましたけれども、なお補足としましてといたしますか、具体的には担当の方から申し上げます。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答え申し上げます。

市長の第1問の答弁の中でも申し上げたところでございますけれども、申し上げたいと思います。

男ぶろが 1,900、女ぶろが 2,300といった数値でございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番、8番、9番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は通告したそれぞれの課題について、分権時代のあるべき地方自治の姿を求めて市長並びに関係当局にお尋ねしたいと思っております。質問に先立って誠意ある答弁をお願いしておきたいと思っております。

最初に、通告番号7、市道石川西洲崎線の整備にかかわる用地買収などの諸問題についてお伺いいたします。

道路網の整備は、点と点を結ぶ線というような、交通の利便性はもとより経済や文化に至るまで地域の発展に欠かすことのできない重要な事業であります。この市道石川西洲崎線は、市街地の北部と工業団地を直接結ぶアクセスとしてだけでなく、本市の発展に大きく寄与するものと確信いたします。そうした視点ではおくれを来していただけに、まさに市民待望の整備の一つと言えると思っております。

さて、公共事業のために用地買収が行われる場合、買収費や補償金は多ければ多いほどよいと思うのは買収される地権者の本音であると思っております。逆に一般の人は、公共事業に伴って用地を売った人が立派な住まいなどを建てようものなら、うらやましさを半分、補償金が高かったのではと勝手に想像して、それがおのれの税金にはね返ってくるのではないかと複雑な気持ちになるのが普通だと思います。

一般に公共事業のために用地買収が行われる場合、憲法29条で正当な補償と定めています。公共事業のために損失をこうむる権利者に対しては手厚く補償されなければならないのは当然ですが、公共事業は市民生活の利便のために市民の税金で行われるわけですから、理由のない補償金を支払うことはそれだけ余分の税負担を市民に強要することになるからであります。そして、補償金を受け取る者と究極的にその補償金を負担することになる市民との間の利害調整の制度として設けているのが損失補償制度だとも言われているわけであります。

ところで、過日の実施計画の説明が行われた全員協議会の際も伺っていますが、当局は市道石川西洲崎線の土地の買収、物件補償費などについて、個人が識別されるとしてお答えになりませんでした。情報公開条例では確かに個人が識別されるものは非公開とすることができることになってはいますが、行政側が識別される情報だからとしてそのことを盾にすべてを包み隠すなら、また開示することをちゅうちょするなら、時代に取り残されてしまうと思っております。私はこの情報は議会等において審議される際に明らかにされることが初めから予測されるものであって、言いかえれば明らかにされることが目的であると考えられ、議会に開示しても何ら問題のない情報であり、当局の判断と運用は間違いであると指摘しなければなりません。

今回の事業にかかわる物件補償費は、極めて特殊なケースと言われており、内容が明らかにされなければ逆に市民に誤解を与えることにもなりかねません。そうしたことは、貴重な土地を提供された地権者の方は言うまでもなく、市民にとってもまた大変不幸なことであると思っております。本議会においていづれ予算審議に入り妥当かどうか判断しなければなりません。以上の理由で私はその事業費について予算の積算根拠をそれぞれ明らかにすべきであると思っております。改めて当局の見解を求めるものであります。

次に、通告番号8、工業団地の造成の手法と農地法について伺いたいと思っております。

本市では工業団地の拡張が進められ、企業誘致活動と並行して進出企業の要望に合わせて用地造成する、いわゆるオーダーメイド方式を採用してきました。その方式によって造成し、進出した企業の中に工場立地法をもとに8,000平方メートルにも及ぶ農地を緑地として残し、雨よけテントまで設備してさくらんぼやブドウなどの果樹を農家に委託して肥培管理し、果実を収穫している企業があります。

地域振興課によりますと、私がこれまで聞き及んでいる話の内容とは少し異なりますが、収穫された果実は一部は会社で利活用され、残りは委託された農家に管理料にかかわるものとして現物支給されているとのこ

とであります。当然支給された果実は、他の一般の農地で作られた果物と同じ販路をたどり末端の消費者に渡るものと考えられます。農地である果樹園と何ら変わらない法律上のその緑地なるものを見て、多くの農業関係者は農業生産法人でない企業がなぜそのようなことができるんだといった疑問の声を発しています。

そこで、私は農業委員という立場も兼ねてお尋ねしますが、工場立地法で果樹などの樹木も緑地として認められるとしていますが、造成の際、農地をそのまま残す工業団地のオーダーメイド方式は、農地法上問題はないのか伺いたいと思います。

また、管理委託を受けた農家がそこで生産された果実を販売し、農業経営の一部になっていると伺っています。委託や管理形態がどのようになされているのか具体的にお尋ねしながら、あわせて管理形態や生産された果実の販売方法など、法令上問題はないのか伺いたいと思います。

続いて、通告番号9、教育行政についてお尋ねいたします。

2002年の学校週5日制完全実施を前にして、学校と地域社会の協力の必要性が自覚されるようになって、学校教育への住民参加を重視する考え方も徐々に広がってきています。管内の学校でも保護者や地域の人々にゲストティーチャーとして教室に参加してもらう実践が展開されて、保護者や地域住民が学校の教育活動に自発的に参加する取り組みが進んでいます。新学習指導要領で示された総合的な学習の時間などの移行措置が始まったことから、こうした活動がより顕著になってきているようでもあります。

さて、今教育行政の課題について考えるとき、私は学校や教育諸施設の運営に子供、教職員、保護者、地域住民の意見や要望を反映できるような体制を確立することが重要で、そのような教育活動に安心して参加できる体制を整備することにあると思います。活発な交流が行われ、学校教育に地域住民が参加して学び、育ち合うかかわりを築く実践がなされるとき、学校教育の改革にとどまらず地域社会に新しい共同性をつくり出していくことになるものと考えております。学校教育に対する地域住民の参加は今や必要不可欠になっていることは論をまちません。

そこで伺いますが、先述しましたが、最近総合学習を初めとして校内、校外で住民参加の教育活動がさまざまな形で実践されております。しかし、そうしたことが始まって間もないこともあってか、事故が起きた場合の対策や補償制度が万全でないのではないかという話をよく耳にします。先日行われた西村山教育研究集会の中でも言われておりましたが、そのことについて現場に不安があり、対応を急いでほしいとの声が数多くありました。急場しのぎに一部でボランティア保険などに加入しているケースもあるようですが、私はこうした現場の変化にあわせて補償制度の確立は速やかに行われるべきだと思います。事故が起きたときの責任の所在とその対応について伺っておきたいと思います。

この機会に中学校の部活動にかかわる保護者の参加、協力ということでの問題点について再度教育委員会にお尋ねをいたします。

平成9年6月の定例会の場でも指摘をしましたが、部活の中で、例えば対外試合などの遠征時に保護者などの協力を得て、その自動車に子供たちを分乗させて目的地へ向かうのが今でも変わらざる実態だそうあります。このことについて保護者からは、交通事故などを起こし、仮に搭乗している子供たちを死亡させた場合などを考えると、運転するのが不安でたまらないとの声を聞きます。かつて教育委員会は、対外試合などの際は公共の交通機関を利用するよう指導するとしていましたが、その交通機関が衰退し、利便性を欠く一方の当地では、先のような指導は実態に即したものと決して言えません。ぜひ再考してより現実的な対応をされるよう求めたいと思います。

さらに、全国的な運動を展開し、国などに対して何らかの補償制度の確立を求めていくことが必要なときではないかと思います。教育委員会の見解を求め、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、石川西洲崎線のことでございます。

お話もございましたけれども、市道石川西洲崎線の位置づけとしましては、まちづくりの根幹となっている都市計画道路落衣島線の一部でございます。しかも、内回り環状線道路として極めて重要な役割を担っている路線でございます。都市計画道路落衣島線のこれまでの全体的な進捗状況につきましてまとめてみますと、全体延長として約9キロメートルでございますが、これまでの施工済み区間と施工中を含めると約3.6キロメートルとなります。全体的な整備率としましては約40%になるかと思っております。

今後におきましても、下釜地区の土地区画整理事業での取り組みや、市道浦小路高屋線の道路改良事業による取り組みなど、一層整備の促進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

さて、その市道石川西洲崎線につきましては、西根の石川地内と洲崎地内を結ぶ最短の連絡道路であり、ひいては工業団地や西寒河江地区、将来的にはチェリークア・パークへの連絡にもなるわけでございます。

一方、西根石川地内からは河北町、山形空港へと連絡する極めて重要な道路となっているところでございます。このため、昭和63年度より道路改良事業に着手し整備を進めてまいりました。全体延長としては約1,500メートルほどでございますが、既に西根石川地内から石持地内までの約1,070メートル区間は供用しておりますが、石持地内より旧国道112号までの間、約430メートルあるわけでございますけれども、この区間につきましては、一部区間未供用となっているものでございます。

御質問の買収箇所につきましては、平成10年度に開発公社に用地買収の委託をして進めてまいりました。とりわけ移転対象となった箇所には約5,400平方メートルの敷地全体にランハウス9棟が建っており、約3万株の切り花用のランが栽培されている状況でございます。今回の道路改良工事では、すべての棟が道路用地に支障となるため、切り取り改造工法では1棟のハウスの長さが短くなり、作業効率が極めて悪くなることなどから、すべてのハウスを移転することとしたものでございます。

また、切り花用のランの栽培は技術的にも大変難しいとされておりまして、ランハウスの大規模な移転の実例もないことから、補償費の積算に当たりましては、土地開発公社におきまして補償コンサルタント会社に委託をして調査・積算を行い進めてきたところであります。ランは特殊な植物であることから、新しいハウスに移転して環境になじむには一定期間を要するとも言われております。このことにつきましても、補償コンサルタントに委託した中に学識経験者より生物学上のランの特性とランの移転によりランに与える影響等の所見をいただきながら、これらの結果に基づいて補償が行われたものと認識しております。

御質問の趣旨は、用地買収費、物件移転補償費等の積算根拠を明らかにすべきではないかとのことだろとうと思っておりますが、用地事務につきましても他の行政事務と同様に、市民の的確な理解のもとに公正で民主的な行政運営が図られる必要があるということは言うまでもありませんが、その場合、用地事務の特殊性ということにつきましては十分考慮する必要があるかと思っております。用地事務は地権者である私人と日々の交渉の積み重ねから成り立つものであり、一般の行政事務とは大きく異なる性格を有しております。その公開となりますと、個人のプライバシーの保護に十分留意しなければならないとともに、公開により地権者との信頼関係を損なうことがあってはならないと考えております。

公共用地の取得は土地収用法等に基づく収用と任意交渉による売買に大別されますが、現在の公共事業等の用地取得においては、企業者と地権者間での任意解決がほとんどを占めている状況にかんがみますと、円滑な交渉の実施という視点も重視せざるを得ませんし、情報を公開することにより用地交渉事務に支障が生ずるのであれば、公共事業の円滑な執行の妨げとなる結果につながりかねません。こうしたことから、具体

的な補償金額を公にすることは、地権者の資産内容や収入状況を明らかにすることであり、地権者のプライバシーを害するおそれがあると考えております。

また、地権者としては補償金額を他人に知られたくないと考えることが通常であり、補償内容についてこれを公にするならば、地権者の協力が得にくくなり、今後の円滑な用地事務に支障が生じるおそれがあります。したがって、今回の補償金額の内容を公表することにつきましては差し控えさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、工業団地内の緑地のことについてのお尋ねでございます。

工業立地法では、敷地面積が9,000平方メートル、建築物の建築面積が合計3,000平方メートル以上の工場の新設等をする場合は、一定規模以上の緑地を確保しなければならないこととなっており、その緑地の面積の敷地面積に対する割合は20%以上とされております。その緑地の定義としましては、自然林、山林、果樹園等につきましても緑地とされているところでございます。

平成7年に整備に着手した市道鹿島若神子線と国道287号線に挟まれた57ヘクタールの再拡張工業団地内の造成につきましては、企業の希望に応じ造成するオーダーメイド方式で造成いたしておるところでございます。

御質問のさくらんぼを残した造成につきましては、企業からさくらんぼを工場立地法の緑地として活用したいので残してもらいたいとの希望があったため、その旨を土地開発公社に連絡をいたしたところでございます。土地開発公社では、さくらんぼが植栽されているところ約1ヘクタール、1万平方メートルを残しまして、ほかを切り土、盛り土の造成を行うものとし、平成10年4月13日に県知事に農地法第5条許可申請を提出いたしまして、平成10年5月22日に県知事からの許可を受け、許可申請書のとおり造成したものでございますので、農地法上の問題はないものでございます。

一方、企業が県知事に届け出た工場立地法に基づく届け出においても、さくらんぼ園地約1ヘクタール、1万平方メートルを緑地として届け出し、それが受理されたものでございます。

それから、管理のことについてのお尋ねがございました。

一般的には緑地の管理につきましては、自社で社員がみずから管理している場合と、造園業者などの専門業者あるいは農家に委託している場合があるようでございます。御質問の会社の緑地の管理でございますが、さくらんぼ、ブドウが植栽されている緑地であり、管理については専門性が必要という観点からその会社においては、農家の方に緑地の管理をお願いしているようであります。聞くところによりますと、その管理料が収穫物の現物でお願いしているとのことでした。管理を委託された農家が販売するかどうかにつきましては、受託者の問題であろうかと思っております。

私からは以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育行政に関する御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、児童生徒の健全な発達をはぐくむためには、学校教育において校外活動のみならず校内学習活動においても地域の方々を初め関係者の協力は欠かせないものとなっております。地域の人材を活用した教育活動は近年全国各地において行われているところであり、寒河江市においても特色ある学校づくりの事業の一つとして、地域に開かれた学校づくりのために児童生徒が地域の行事に参加したり、地域の人材の協力を得て学校における教育活動を行っているところでもあります。これらのために協力して下さる方が万が一事故に遭われた場合については、それぞれのケースにもよるところではありますが、原則的には学校と教育委員会がその責任を負わなければならないものであると考えております。

なお、これは本市の小・中学校についてだけの課題ではないことから、協力して下さる方々の補償関係に対する対策について広くバックアップする意味から、国の段階やあるいは県のレベルにおいて制度としての確立が望ましいのではないかという御指摘につきましては、そのような制度が設けられることについては教育委員会としても望ましいものと思っているところです。

次に、中学校における部活動の一環として、公共交通機関の利用のみでは現実的には移送が困難であることから、校外試合などに保護者の自動車を利用して生徒の移動がなされており、万が一の事故の場合などについて教育現場から不安の声があるとのことですが、教育委員会としては健全な部活動と対外試合等に利用する交通機関は公共の機関の活用を指導してきたところでもあります。しかし、一方利便性の面において、必ずしも公共交通機関の利用が現実的ではない場合もあることから、このような現実に対応する補償制度の確立を求めることが必要ではないかということではありますが、このような制度が設けられることが好ましいものと考えているところであります。

以上です。

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 2問にお答え申し上げます。

石川西洲崎線の用地買収の問題で、用地買収費とかあるいは補償とかというような中身が開示できないと、予算の審議に不都合を来すのではないかというような御質問でございますが、御案内のように、情報公開条例に基づきまして第6条の1項1号の中には、個人生活事項に関しての特定の個人が識別される、あるいは識別され得る情報というようなものにつきましては、例外はありますけれども、これはまずは非開示だと。これは御案内かと思っております。そういうことで、1問におきましても申し上げましたように、公開というようなこととなりますと個人のプライバシーの保護に欠けてはならないということでの、そしてこの公開によるところの地権者等との信頼関係を失ってはならないということで、これは公開は難しいんだというようなことを申し上げたわけでございます。

また、本件の場合でございますと、6条の3号のウにも該当するというように認められるわけございまして、公開することによりまして当該事務または事業の公正または円滑な執行に著しい支障を生ずるのではないか。あるいは生ずるおそれがあると認められるような場合につきましては、非公開に該当するんだということが規定されておるわけでございますので、こういうことを申し上げておるわけでございます。

が、一方また、予算の審議ということがあるわけでございます。これにつきましては、市民の税金というものが適切に使われるかどうかというようなことの観点から、あるいはその事業が適切な事業なのかというような面での御審議というようなこともあるわけでございます。そういうことからしまして、市におきましては、この事業の必要性、あるいはこの事業が市民の幸せなりにつながるか、あるいは基盤整備に大事な事業でないかというような観点からこれを取り上げておるわけでございますし、また、その事業費の積み上げにつきましては、いろいろな規定なりあるいは要綱なりと、こういうものを十分斟酌しながら、あるいは参考にしながら、そして間違いのないところの適切な額に積み上げて、そして地権者等々の対応というようなものをやっておるわけございまして、いささかも税の使い方におきまして不適切のないようにと、こういうように心がけておるわけでございます。

また、特に本件の場合でしたならば、これにつきましては開発公社に委託した事業でございますし、その理事会におきまして十分御審議いただいて承認というんですか、議決をいただいておりますところの事業なわけございまして、そして契約まで踏み切ったものでございますので、非常に御審議はいただいたものと、このように思っておるわけでございます。それこれ考えますと、いわゆる個人のプライバシーあるいは事業進行上これは非開示とするものかどうかというようなこととか、あるいはまた、そういう議会での審議という面での資料というようなこと等十分比較考量しながら、あるいは十分に事の両面に意を用いてやっていかなければならない問題だなど、このように思っておるわけでございます。

1問につきまして先ほど申し上げたとおりでございますし、あるいはまた、この場合の補償というようなものにつきましては特殊な事情というようなことにつきましてもお答え申し上げたとおりでございますので、御理解いただけるのじゃなからうかなと思っております。

それから、工業団地の緑地のことでございますけれども、管理料ということにつきましては、1問でも答弁申し上げましたように、現物でやるんだということで当事者間で話し合いになっておるわけでございますので、そういう当事者間でお決めになっていることにつきましては、これは私の方で云々するものではないのじゃないかなと、このように思っておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 部活動に関するの対外試合等における交通事故等についての補償のことについてまず申し上げますが、第1問に対するお答えということで、もし全国的な運動という形で県や国で補償できるような制度ができれば大変望ましいというふうにお答えしたわけですが、やはり現状を考えてみますと、今は私たち教育委員会としましては、そういった対外試合には公共の交通機関の活用をお願いしたいというようなことをまず第一に申し上げているわけです。その他の交通手段による場合は、はっきり申し上げまして保護者の善意に頼っているというふうにはしか申し上げられないところでございます。その際、十分注意をお願いしたいと校長を通じてお願いしているわけですが、十分注意してというのは少なくとも自分が、こちらが加害者になるような事故を絶対起こさないようお願いしたいということ。

また、万が一そういう事故に遭った場合の補償等についての保険など、可能であればそういう備えもしていただいてというふうな、本当に善意にすがってのお願いというような形になるわけでございます。これを市の方で補助するとか、教育委員会として補助するとかというふうになりますと、そういったやり方をすべて認めるというふうな形になって、相当のさまざまなケースが出てくるのかなということを心配しているわけです。なお、その辺についても具体的な対応についてはこれから十分研究してまいりたいというふうに思っているところでございます。

その次、2番目の部活動の任意加入のことと、今後の社会教育への移行ということについてお答え申し上げます。

今、中学校の部活動は運動部だけでなく文化部にも力を入れていただいて、生徒たちが充実感を味わえるような、そういう部活動を進めていただいているところでございます。この部活動というのは、今の教育課程の中で必修クラブ活動というのがありまして、そのかわりの活動としてやっていただいておりますので、全員加入制をとっているというのが現状でございます。

ところが、2002年から新たな教育課程が編成されて、それによって教育が進められるわけですが、新たな教育課程の中には必修クラブというのがなくなったわけです。したがって任意加入制もとれるというふうなことでございます。学校によって部活動の意義を踏まえながら全員が加入をしてみんな一緒に活動をしましょうというふうな校長の判断であれば、原則全員加入という線も打ち出せるわけですがけれども、流れからしたら任意加入になっていくのが当然というふうに思っております。

それから、子供たちの特性に応じた指導ということが大前提になるわけですしそれにこたえる、あるいは子供たちの希望とかニーズが非常に多様化しておるわけです。そういうものにこたえていくのも今後の部活のあり方ということで、それを受ける社会教育面での受け皿もつくっていかねばならぬというふうなことで、今さまざまな面で検討していただいているところです。例えば校長会に諮問をしておりますし、運動部関係については総合型地域スポーツクラブの整備等についてということで、せんだっての市のスポーツ審議会にお諮りをしたというふうなことでございます。そんな点で御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

佐竹敬一議長 税務課長。

安食正人税務課長 お答えいたします。

何所得になるのかというような御質問でございますが、先ほど1、2問で市長が答弁されておりますとおり、当事者間の内容というようなことございまして、まして、いわゆる受委託の内容についても私の方で承知していないというようなことございますので、何とも答弁しかねますので御了承お願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 なかなか税務課長の答弁はうまい答弁だなというふうに感心しましたけれども。

市長に第2問に対する御答弁をいただきましたけれども、私の先ほど言ったことが、私の言い方が悪いのか市長のとり方が悪いのかわかりませんが、私の言ったことの趣旨が全然理解されていないのではないかなというふうに思うんですね。私は市長の答えていることが全くわかりません。何を言わんとしているのか。おおよそ検討はつきますけれども、私の求めていることからすれば理解ができないというふうに言わなければならないと思っております。

何回も同じことを繰り返すことは失礼かと思えますけれども、言っていることを理解されないというふうになれば、言わなくてはいいかというふうになるので申し上げますけれども、先ほど情報公開条例の条文、6条の の問題、それから のウの問題ということでそれぞれ該当するというふうに形で言われました。私はそれについては先ほど神奈川県例をとって申し上げたわけですが、この情報は私どもの例えば議会で予算を審議する際に、当然予算が妥当かどうかというふうなことについて議会で審議をするわけですから、その根拠となるものがなければ審議はできないというふうになるわけですから、したがって、これはその目的からすると公表を目的に使われた情報だというふうに解してよいというふうに思うんですね。そういうことは本市と同じような条例をつくっている、例えば神奈川県を初めとして多くの自治体でもそういうふうに行っているんですよ。これに対する見解が欲しいと、こういうことなんですね。

それから、もう一つ、(3)のウですね、円滑な執行に著しい支障を生じ云々というようなことですね。これのどこにかかるんですか。これだって市または国が行う検査、監査及び取り締まりの計画、訴訟の処理方針、交渉の方針、入札の予定価格云々とこれずっとありまして、こうしたことの中身には書いていないですね。ですから、これも非公開の中には当たらないと、こういうように私は指摘をしているんです。

それでは、逆に議会の立場に立ってお答えいただきたいと。どういうふうに市長は議員だったらこの問題について審議をなさるのかお答えいただきたいというふうに申し上げたところ、それに対する答弁がどうかわかりませんが、開発公社の理事会で審議されているんだから、あるいは間違いのないものを積み上げて行っているんだから、だから議会だってそんなに云々する必要はないんだと、こういうようなことを言っているのかなというふうに思いますけれども、しかし、議会の役割というのは、公社の理事会の役割と全然違うでしょう。そのことをやっぱりはっきりしていただきたいと、こういうふうに思うんですね。

何回も申し上げて恐縮ですけれども、今回の場合とにかく特殊だということが言われているわけですけれども、その積算の根拠が明らかにされなければ、私は著しく市民に損害を与える可能性があるというふうに思っています。

また、逆に言うと、先ほども申し上げましたけれども、あるいは土地の提供をなさった地権者の方がその価格で損をしているのかもわからないと、こういうようなことなんですよ。したがって、資料を出して予算の審議に当たるべきだと、こういうようなことを申し上げているわけですから。

市長も御承知のように、議会には秘密会というのがありますね。こういうようなこともあるわけでありまして、この問題が秘密会にするのがいいかどうかというのは別にしましても、そういうことだってできるわけですよ。でなければせっかく貴重な土地の提供をしていただいた地権者の方に誤解を与えるようなことになれば大変申しわけないことでもあるし、何といたしても議会がそれを妥当だというふうに証明するものがないと審議すらできないと、こういうふうになってくるのではないかといいことなんです。再々にわたって恐縮ですが、ひとつ御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、教育委員会の御答弁をいただきました。補償制度が確立されるとすれば好ましいものというのはそのとおりなんですね。大変明快な答弁であるというふうに思いますが、ただ、そんなことを私は答弁と

して求めたいと思って質問したわけではなくて、もっとそうした制度をつくるような、能動的な動きを教育委員会みずからがやるべきだということを根底に持って私は申し上げているつもりなんです、どうもそうした熱意が見られず大変残念であります。寒河江が発信地になってもいいんですよ。ということでひとつ積極的な対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

それから部活の、いわゆる保護者等の協力等について御答弁をいただきました。西村山地区内でも相当いろんな方向で検討を重ねている先進地もあるというふうに聞いておりますので、そうしたものを参考にしながら、こうでなければだめだというふうなものではなくして、ただ、善意というふうなことに甘えるということではなくして、もちろんそれは保護者保護者で責任を持つというふうなことはあるわけでありましたが、最終的にはやっぱりどのような交通手段をとろうとも、学校長あるいは教育委員会が最終的な責任者だというふうに私はなるのではないかなというふうに思うんですね。ですから、そうしたことが起こる前といいますか、例えば起きたとしても対応できるようにひとつ研究を重ねていただきたいと、こういうふうに思います。

それが今御答弁ありましたように、2002年になりますと、部活が必修でなくなるということで社会教育の場といいますか、生涯教育の場というか、そちらの方に移行される。これが時代の流れなんですね。したがって、そういう意味からもそうした体制をつくり上げていかないと大変な問題が発生するなというふうに思っているものですから、国等に対する働きかける問題と同時に、そちらの方の体制も整えておかないとやっぱりだめなんではないかなと思うんですね。

それから、加えて申し上げますと、流れについては教育長も私とそんなに見解が違っているわけではありませんけれども、そうしたことが学校5日制を導入するきっかけであったりしているというふうに私も理解をしているわけであります。

ただ、今のうちから対応しておかないとちょっと大変だなというふうに思っていますのは、この前スポーツ審議会かなんかで検討されたというふうな話がありましたけれども、おいおいそうした学校あたりも、例えば週3回ぐらい学校で部活をしながら、あるいは土日あたりは地域でそうした地域型のクラブに加入をしたり、そうしたものを受け皿としてつくっていかないと、2002年になって用意スタートといったときにスタートを切れないというふうな問題だって出てくるというふうに思います。私も愛知県の半田市の先進地の例を見せていただきました。大変すばらしい取り組みをしているようであります。そうしたことをぜひ参考にされて、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っているところでございます。

以上で終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 市民が生活をしていく上においては、これは国民と置きかえてもいいわけですが、個人のプライバシーというようなものは法律なりあるいは条例なりにてこれで保障されているわけですから、まずそのことを申し上げておきたいと思っております。そういうことでの公開をするというようなことになると、やっぱり当事者でありますところの地権者との信頼関係を破壊するということになるわけで、あってはならないものだというようなことが一つだろうと思えます。

それからまた、いろいろ今回の事業にいたしましても、あるいはこれから同種の事業というものがあろうかと思えます、公共事業等々あるいは単独事業があろうかと思えますけれども、そういう中で、地権者の私的な経済活動に対するところの情報というようなものを開示されるというようなことを恐れまして、土地に対しての買収の協力を得ているということであるにもかかわらず応じない、あるいは渋滞するというようなことのおそれもないとはいえないというようなことから、やはり慎重に対応しなければならないだろうと、このように思っておるところでございます。私に対しての御質問はそういうことじゃないかなと、このように思っております。

以上です。

## 荒木春吉議員の質問

佐竹敬一議長 次に、通告番号10番、11番について、5番荒木春吉議員。

なお、通告番号11番図書館についてのうち、要旨、林望氏の「図書館は無料貸本屋か」の読後感について取り下げしたいとの申し出がありますので、これを認めております。これを申し添えておきます。

〔5番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 私は、緑政会の一員として通告してある事項について質問をいたします。

通告番号10番、小学校教育についてお伺いいたします。

あの発明王であるエジソンそしてアインシュタインもADHDだったと言われていますが、この障害については10月下旬の読売新聞の家庭とくらし欄、最新の婦人公論の書評欄、それにきのうの朝日新聞の論壇等々で紹介されています。

多動性障害は、前頭葉の神経伝達物質ドーパミンの働きの異常が原因と見られ、教室でじっとしてられない、指示に従えない、人の話を聞けない、授業中も上の空でぼーっとしている、忘れ物が多い、順番が待てないなどの特徴があります。

60年前から研究に着手した欧米では20人に1人の出現率と推計されていて、これを我が日本に当てはめると多動性障害児は500万人以上もいるということになります。大勢いる割には親や教育関係者ですら十分理解が進んでいるとはいいがたいようです。

薬も開発されていて中枢神経を刺激するメチルフェニデード、商品名はリタリンで、患者の7割に効果があり持続するのは4時間ほどだといえます。もっともこの薬は完治させるものではなく、あくまで症状を緩和する対症療法です。

小学校等においては、知能、情緒両面で通常学級に適応の難しい児童たちの教室（いわゆる特殊学級）はあっても、ADHD児のための教室は一つもないのが現状であります。ADHD生はグレーゾーンの生徒たちに同調者を生み、学級崩壊への引き金ともなりかねません。ADHD児への我々大人の正しい理解と教育・医療関係者の実効ある対策が望まれるゆえんです。

11月14日火曜日、文教経済常任委員会は市内の小・中学校の視察を行いました。雄大な自然と混然一体となっている幸生小では多分いないでしょうが、生徒数のちょっぴり多い白岩小では、先生に聞いたところによれば、ADHD児はおりますとのことでした。

2002年から導入される学校週5日制と既に前倒しで行われている総合的な学習の時間によって、教育内容も吟味、精選されると思われます。だからこそ各時間の授業が貴重、大事になってくると思います。授業を桃やスモモに例えれば、何よりも美味かつうまいものであってこそ、師弟間の信頼関係が陶冶されるものと思います。ADHD児は創造力が豊かで実行力もあるとも言われております。障害をも個性として社会に開花させるためにも実のある対策を望むものです。

そこでお尋ねします。ADHD児のおおよその人数について。その生まれる原因は何なのか。これからの実効ある対策は。この3点への答弁をお願いいたします。

次の通告番号11番、図書館についてお伺いいたします。

文芸春秋12月号において、書誌学の林望先生が「図書館は無料貸本屋か」の一文を載せております。その中で、林氏は当今のベストセラーがある図書館には何と80冊もそろえている現況を嘆いております。11月26日の日本経済新聞によれば、都内では400円の漫画喫茶が大繁盛し、田舎では道路沿いの古書店が大盛況だそうです。この景況感の中で同一書籍が多数に上るとするのは市民感情として無視できないものです。想像力に翼と筋肉をつけ人間を文質彬彬、春華秋実になるお手伝いをするのが図書館の目的かと思えます。

我が寒河江市立図書館の重複本が何冊に及んでいるのかお伺いいたします。  
これで全問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 お答えいたします。

御指摘のとおり、注意欠陥多動性障害はADHDとも言われておりますが、この症状は行動の特徴から診断するものとされております。ADHD児としての判断については、山形県総合療育センター小児科によりますと、その子供の年齢にしては度が過ぎた注意力障害、多動性、衝動性の三つの症状を示す場合に判断対象とするとされております。

今日、特に児童に関する特徴的な問題の一つでもありますので、もう少し詳しく説明させていただきますと、注意力障害とは、綿密な注意力を保つことができない、課題な同じ遊びを短時間しか続けられないとか、指示に従えず義務を行えない、課題や活動を順序立てることが困難、また学業その他活動において注意力を持続することが困難、外からの刺激により容易に注意力がそがれるなどの診断基準があると聞いております。

多動、衝動性の診断基準としては、座っていることが必要な場合でもじっと座ってられない、静かに遊んだりすることができない、質問が終わる前に出し抜けに答え始める、順番を待つことが困難である、他人の行動を妨害したり邪魔するなどの問題を示す場合などが挙げられています。

ADHDは心の病気や脳の欠陥ではなく、また本人にその責任があるわけでもなく、現在のところ直接的原因は不明であり研究が進められていると聞いております。

このADHDの症状を示す児童は、さきの療育訓練センター小児科によりますと、学齢期ではおよその児童の数%に見られるもので珍しい障害ではないと言われております。

このようにADHD児に関しては、その行動を多方面にわたって継続して観察しその診断が行われるものであり、また、行動学的な見地から判断する内容であることや純粋に専門の医学的な分野になりますことから、その対象となる児童生徒数の人数については、教育委員会が一概に把握するということはできない内容のものであります。このことから、その総数という御質問でございますが、お答えできる状況にございません。

注意欠陥多動性障害児、ADHD児は、診断される前に、就学以前にも乱暴な子供、落ち着きのない子供などの評価を受けていることが多く、そのために悪い子だというレッテルを張られたりして自尊心が低下したり、自信を喪失し対人関係をうまくつくれぬ、勉強がおくれるなどの別の問題が生じやすいとされております。学校への就学前は、母親など家庭の目配りの中での遊びなどの生活をしているときは目立たなかったことが、学校などで一定のルールのもとでの集団生活を送るようになると、それらの注意力や多動性、衝動性の強い行動が浮かび上がってきて表面化する面もあると言われております。

さきにも述べましたように、これは本人に悪意があって怠けていたりすることが原因ではなく、また家庭や学校での教育やしつけの仕方が原因でもないことから、この対処としては本人や家庭での努力に加え、周囲の人たちの理解と協力が欠かせないとされております。それは例えば、褒めることにより行動を抑制する力の取得を援助する方法の一つとして、褒めるときはその場ですぐ褒める、また褒め方を絶えず変える、しかるときは強過ぎず人格に触れずに行動をしかるなど、ADHD児に的確に対応する家庭や周囲の人たちの理解ある接し方によりADHD児の自制心を養い、経験を通して自分の感情や行動をコントロールし、それまで避けていた課題も乗り越える力を身につけさせることができるのではないかとされております。

なお、現状ではまだまだその医療面での究明や対策が解明されていないことともあわせ、一般にはこれらの児童生徒は、いわゆる学級での学習活動を阻害し、他の児童生徒に悪影響を及ぼす問題児として見られたり、家庭での教育やしつけの不足、学校での教諭の指導力不足などと誤解されている面も少なからずあると言われており、養育に携わる保護者を初め関係者の精神的、心理的負担と苦痛には大きなものがあると思わ

れます。

これらのADHD児もしくはそれに類するような児童生徒の生活行動に対する学校の対策ということでございますが、教育委員会ではこの春に障害児就学指導委員会を開催した折、教諭を対象にADHDに関する研修会を行い、ADHD児に対する理解を深め、その対処に関する学習の機会を設けてきたところであります。

また、学校現場において、学級における学習活動が円滑に行われるよう、今年度新たに学習生活指導補助員設置事業を新規事業として実施しております。この事業は、多様な問題や障害を持つ児童生徒がふえている現状を踏まえ、学級担任を学習指導の面から支援するために補助員を配置する事業であり、小学校低学年や小・中学校の特殊学級の児童生徒に対し、学習指導や集団適応指導など個々の児童生徒の個性に対応した指導の充実を図っているものであります。

ADHD児は特殊学級への入級対象の児童生徒ではありませんが、学習活動が円滑に行われるようそれらの事業をも活用し、今後とも学校現場に的確に対応した教育活動が行われるよう努めていく考えであります。

この場をおかりしまして関係者の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げるところであります。

次に、図書館についてお答えいたします。

市立図書館の重複蔵書数、所蔵数についてお答えいたします。

市立図書館につきましては、平成3年12月に新築移転し、独立館として満10年を迎えようとしており、多くの市民に親しまれて利用いただいているところです。

市立図書館の蔵書につきましては、平成3年に作成された蔵書計画により毎年計画的に購入しているところですが、平成11年度末で10万2,130冊に達しており、計画を上回る蔵書数となっているところです。購入した新刊書は1階の開架室に備えつけ広く利用できるようにし、利用頻度が低くなったものから順次2階の開架図書室に所蔵がえを行っております。今年度においては、開架室の資料を充実し、利用者の利便を図るため一般図書の書架17台に2段の書架の増設工事を行い、利用図書の増冊を図ったところであります。

さて、重複所蔵本のことでありますが、一般には複本と呼んでいるものであります。市立図書館においては、全国学校図書館協議会の選定図書、青少年読書感想文全国コンクール課題図書は複数の冊数を備えているところです。さらに、地域資料の収集保存は公共図書館としての重要な役割であることから、寒河江市に関する郷土資料、地方行政資料なども複本として所蔵しているところです。

御質問の人気作家の著書やテレビやマスコミにおいて話題となっている本、いわゆるベストセラーと言われる図書であります。市立図書館においては、市民利用者のニーズに幅広くこたえるためできるだけ多く図書を選定することの趣旨から、当初は1冊だけ購入しており複本購入はしていないのが現状であります。しかし市立図書館では、利用者のニーズにこたえるためリクエストという制度を設けておりますので、リクエストが多くあった場合、具体的には同一図書に5人を超える予約があった場合は、もう1冊購入し複本の蔵書としております。ベストセラーの図書であっても蔵書は2冊を限度としておりますので、貸し出し回数がふえることとなります。ちなみにことしのベストセラー複本数は12種類の図書となっており、貸し出し回数の最高は107回となっております。

開館以来、図書館利用者、図書の貸し出し冊数も順調に推移しているところでありますが、今後とも図書館の運営に当たっては、市民の生涯学習の拠点施設として市民に親しまれ喜ばれて利用いただけるよう充実を図りながら図書館奉仕に当たっていきたくと考えているところです。

以上です。

## 高橋秀治議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号12番について、10番高橋秀治議員。

〔10番 高橋秀治議員 登壇〕

高橋秀治議員 私は、緑政会の一員として、また通告してある課題について非常に関心を持っている市民を代表しまして市長のお考えをお伺いしたいと思えます。

寒河江市は、花と緑とせせらぎで彩るといふ自然と環境の調和した美しいまちづくりを大きな柱とした施策を実施しております。市民が潤いと安らぎ、そして生きがいのある生活ができる環境を実現するため、市長は積極的に取り組まれ力強く頑張っておられることに対し敬意を表しているところであります。

このたびの定例会は、ミレニアム、2000年の最後の定例会であり、自然環境と共生の時代とも言われている21世紀に向けて、これまでの多くの実績を踏まえさらなる市勢発展に向けて夢と希望のお話をするよい機会ではないかと思うところであります。

質問事項にあります最上川堤外河川敷地のことであります。

寒河江市の表玄関としての、環境と共生できる地域社会の形成が、母なる大河最上川を生かした新しい地域づくりを模索してきたところであります。このことについては、かつて同僚議員も一般質問をしているところであります。これに対して当時市長は、建設省において早期に買収をしてからという答弁でありました。

現在は、市長からの働きかけもあって建設省は積極的に取り組み、買収もほとんど終わろうとしております。さらに、建設省寒河江出張所においては、今まで畑地の形状であったところを大型重機により整地を施し、周辺には管理道路をつくって整備を進めている現状であります。

これまでの最上川堤外河川敷には至るところに雑草が生い茂り、その周りには粗大ごみあるいは家庭からのごみなどが長年放置されており環境破壊が進行しておりました。非常に景観が損なわれた状況でありました。これまでは市当局並びに建設省寒河江出張所などの協力でクリーン作業などを実施してきたところであります。

しかし、自分たちの地域の河川敷を自分たちの手で美しくしていこう、よい環境をつくっていこうという機運が盛り上がり、地域の南部地区体育協会、南部地区町会長連合会、そして地域のボランティアグループの有志など多くの皆さんが呼びかけ合い、参加され、河川敷のよい環境づくりが進められてきました。そして、広い河川敷が見違えるように広々と、そして整然とすばらしい、美しい景観に変わりました。さらに、整地をしたところにきれいな花を咲かそうということになり、当局の了解をいただき試験的にコスモスの種をまいたところであります。

こうした活動を通して環境美化を考え、各団体の連携やネットワークづくりを実践している多くの皆さんの熱意と行動の盛り上がりは大変うれしいことであります。さらに、多くの方々の参加と協力の輪を広げていきたいと考えているところであります。

このように建設省、地域が一体となった景観形成の状況を考えますとき、建設省の買収はほとんど完了するものと思えます。地域の開発は地域住民の福祉の向上にあると思えます。21世紀のキーワードはゆとりと心豊かで健康に生きる、そして交流を図るということだと思えます。そのためには、住民の集う場、交流の場、そしてスポーツの場が重要になってきます。私はこうした自然環境に恵まれた広大な河川敷地の効率的な活用を図っていきたいと考えます。

その一つは、フラワーランドにふさわしい花園を造成することがあります。その手法は行政の指導のもと住民の主体的な参加、そして企業と協力し合い整備を進めることができればよいと考えます。しかし、広大な土地であるので、その構想はなかなか住民だけではまとめにくいと思えます。河川敷としての限界はある

と思いますが、寒河江市の表玄関として、豊かな緑と美しい花を咲かせるフラワーランドを造成していただきたいと思います。

地域住民のよりどころとスポーツ、健康増進、そして交流の場にふさわしい地域広場を造成していただければと考えているところであります。例えば市民のスポーツ公園、若者も子供、お年寄りもみんながともに楽しめる遊歩道の整備、子供たちが常に楽しめる憩いの運動公園などの整備ができれば素晴らしいと思うのであります。

去る11月17日の全員協議会で提案されました実施計画の中に、皿沼緑地公園整備を取り上げていただきました。市当局に対し改めて感謝を申し上げます。

この河川敷地の利用については、南部地区住民はもとより市民みんなが待ち望んでおりました。このたびの実施計画の中で、13年度では整地、14年度は花の種をまくとなっております。美しいフラワーランドの姿が見えてくるようであります。こうした市民の福祉向上にふさわしい広場や公園など、市民が熱望している施設はぜひつくっていただきたいと思うところであります。そこで、市長の最上川堤外河川敷地の積極的な整備計画などについて、夢のあるお話をお伺いしたいと思います。

これで1問終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

本市では、かけがえのない自然を大切に、ふるさとを愛し、豊かな環境を守り育てる心で、自然と環境に調和した美しい交流拠点都市をつくるため「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに緑豊かな都市づくり、まちづくりを目指し、フラワーロードを初めとする市内主要道路の植樹や二ノ堰沿いの植花、またホテルの里づくりの環境整備など、さまざまな自然環境と共生する取り組みが市民、企業団体の多くの皆さんの参加で積極的に進められていることは非常にとうといことでありまして、市民の皆さんに感謝しているところでございます。

これらの取り組みが全国的に認められ、先般緑の都市賞、緑の都市づくり部門において都市緑化基金賞を、また農林水産省・建設省が提唱し、財団法人日本花の会などが主催する全国花のまちづくりコンクールでは最優秀賞の農林水産大臣賞と立て続けに名誉ある賞に輝きました。これまで自然を大切に潤いのある生活環境の形成に、グラウンドワークによる市民参加型の都市づくりが高い評価を得たものであり、市民の皆さんとともに喜びたいと思います。

御質問の皿沼地内の最上川河川敷地の活用についてであります。これまでの経過を申し上げますと、御案内かと思えますけれども、市ではこの河川敷地について、昭和57年に策定しました緑のマスタープランの中に皿沼緑地として盛り込み、さらに平成9年度に策定しました都市計画マスタープランの中でも、仮称でございますけれども、最上川緑地公園といたしまして、市民が市内の公園や緑地、親水せせらぎ空間を自由に散策しながら自然と景観に親しみ、潤いと安らぎを実感できる花と緑・せせらぎの触れ合いネットワークの拠点となる緑地公園として位置づけているところでございます。

また、これより前、この河川敷用地につきましては、昭和48年当時、建設省が河川整備事業の一環として河川の安全性向上を図る目的に、皿沼地内の堤外地に低水護岸の計画を進めるため、堤外民有地の農地約26.5ヘクタールについて用地買収に入りました。平成3年まで長期にわたり地権者と用地買収交渉を進めてこられたわけでございます。この結果、全体面積に対し約91%、面積にいたしまして24.1ヘクタールが買収されたわけでございますが、それ以後は用地交渉が難航し行き詰まったことから、一時中断する状況になったところであることは御承知かと思えます。

その後、平成8年に南部地区から河川空間を利活用した公園整備促進についての要望書を受けたところでございました。市といたしましても、地域の要望実現のために未買収の用地取得を再開していただくよう、さらに荒れ果てた状況になっている買収済み用地を緑地公園として整備して下さるよう要望を申し上げてきたところでございます。

建設省においては、これを受けまして平成10年度から再び用地買収に取りかかっていたことになり、地権者への交渉に当たっては地元の有志の方々からの御協力をいただきながら、市、建設省と一体となり用地交渉を行ってまいりました。その結果、現段階における未買収の土地は地権者3名、面積約1,600平方メートルとなっており、今後においても交渉を継続していただくことになっております。

この河川敷地の現在の利用の実態でございますが、御案内かと思えますが、昭和57年から市が建設省から占用の許可を受けております。そして、通称南部総合グラウンドとして施設の運営、管理一切を南部地区体育協会に委託しまして、南部地区では運動会やソフトボール大会が開催され、地域におけるところのスポーツの振興に役立っている状況でございます。そのほか、河畔の小径といたしまして散歩道が整備され、地域の方々に利用されておる状況であります。

また、御指摘もありましたが、河川敷内には長期にわたり粗大ごみが不法投棄され、著しく環境が悪化し

ておりましたが、地区の町会長連合会を初めとする各種団体と地区住民によるクリーン作戦を実施していただいたところであり、地区民挙げてのごみ不法投棄防止と環境衛生美化の取り組みに感謝しているところでございます。

その後、建設省山形工事事務所寒河江出張所においても、粗大ごみの収集処分と整地を兼ねて、南部総合グラウンドを囲むように約5ヘクタールの広さをことし6月末から8月末にかけて重機等により地ならしを実施していただいております。実施された一部分には地区の皆さんによるコスモスの花の種まきも実施されてきたところでございます。

御質問の今後の皿沼地内河川敷の利活用についてでございますが、今議員からはフラワーランドとしてコスモスなどの花園としての利用やら、あるいはスポーツ交流の場としての憩いの運動公園としての利活用はどうかというお話をいただいたわけでございますが、今申し上げましたように、既に当河川敷につきましては、通称南部総合グラウンドとして利用していただいておりますし、このたび建設省から地ならしをいただいた一部分には地元の有志の方でコスモスの種まきを実施され、来春には他の花の植栽も実施されると聞いておりますので、議員からお話しいただきました憩いの運動公園あるいはフラワーランドについても、この河川空間を構成する機能の一つとして考えていかなければならないと思っております。

何せ20ヘクタール以上にも及ぶ広大な空間でございますので、他の利用方法についても検討していかなければならないと思っております。この検討に当たりましては、地域の皆さんや各種団体と一緒に、建設省の考え方あるいは住民のニーズや整備手法、財源手当て、近隣の施設との競合、チェリークア・パークとの相乗効果、利用度、メンテナンス費用などを見きわめ、十分に検討を重ね計画を立ててまいらなければならないと思っております。

市の体育協会におきましても、ここの5月の理事会におきまして、当該河川敷におけるニュースポーツの場としまして手づくりランド建設委員会設置について了承されたと聞いております。したがって、十分当協会からの御意見なども聞いてまいりたいと考えております。

また、将来整備するに当たりましては、広大な面積でもありますし、市が単独で実施することは財源上大変難しいと考えております。国・県からのお力もいただきながら進めていく必要があり、長期計画に基づいた整備が必要と考えております。

また、市が整備主体になる事業も出てこようかと思っておりますが、この場合グラウンドワークによる手法をできる限り取り入れたものにしてまいりたいとも考えております。

さて、当面の整備でございますが、南部地区の各種団体が組織するフラワーランド推進協議会が発足されたことも聞いており、地区民によるグラウンドワーク手法の手づくりによる取り組みに市といたしましても支援をしてまいらなければならないと考えております。

平成14年に開催される全国都市緑化やまがたフェアがございます。最上川ふるさと総合公園を主会場に行うわけでございます。県内外から会場に訪れる方々に対する、特にJR左沢線の車窓からの景観に対する配慮というものと、河川敷のごみの不法投棄防止、美観というものを保持する必要があると考えております。

このたびの市の実施計画の中で、御案内のように平成13、平成14年度の計画といたしまして、整地と花の種まきを盛り込んでいるところでございます。何しましても市の玄関口として景観に配慮した花いっぱいの花園になるよう、市といたしましても一緒になって取り組んでまいりたいと考えておりますので、地区の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上です。

佐藤誠六市長 高橋秀治議員。

高橋秀治議員 ただいま非常に前向きな御答弁をいただきまことにありがとうございます。

市長は21世紀に向けていろいろな事業に取り組み、先見性そして決断力を実行力によって寒河江市は非常に勢いづいております。美しく輝いております。ただいまは全国的な視野で市政に対するいろいろな関心が寄せられております。また、各方面から高く評価され、去年は自治大臣賞を初め多くの賞を受章されました。先般の、今市長が申されたような緑の都市賞とか、全国の花のまちづくりコンクールの最高賞をいただいたということを聞いて市民として誇りであると喜んでおります。

各地においてグラウンドワークによる公園づくり、美しいまちづくりが進んでおります。南部地区もようやく河川敷の買収が進み、地域住民が積極的に参加して自分たちのふるさとと運動公園そして交流の場をつくっていかうという意欲に燃えています。当局の指導と協力をよろしく願いして、住民手づくりのすばらしい河川敷公園につくり上げていきたいと思っております。

住民パワーを生かした行政、住民・企業の連携を一層努められ、21世紀に向けて第4次振興計画に基づく美しい交流都市づくりと、花と緑とせせらぎに彩られた夢のある、ロマンのあるまちづくりが一層進められるよう心から願いを申し上げ、私の質問を終わります。

## 伊藤 諭議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号5番について、15番伊藤 諭議員。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私の不摂生により風邪をこじらせまして、おとといより喉をつぶしてしまいお聞き苦しい声でございますが、お許しいただきたいと思います。

私は、国づくりの基本は人づくりにあると信じている一人であります。これはすべての組織に言えることであります。また、政治の基本は人類の幸せの追求であり、人類が真に幸せに生きるためには、この地球上に存在するすべての生き物と共存できる世界をつくることであると思います。

こうした人類の幸せ、生きとし生けるものの幸せを願い働き生きる人間をつくること、これが教育であると思っています。教育とは学校だけの教育ではありません。人間形成の過程すべてが教育であります。社会全体が教師であり生徒であります。特に教える立場にある人は常に教えられる側から学ぶ姿勢を忘れてはなりません。これは直接教育に携わっている教師だけではなく、行政や政治、会社や団体の中にあつて社会をリードする立場にいるすべての人が常に持つべき姿勢であります。人生死ぬまでが学習の場であり、学ぶ姿勢を忘れてはならないと思います。

このような私の教育に対する基本的な考え方を端的に申し上げ、通告している教育改革国民会議の中間報告に対する課題と問題点を私なりに明らかにし、本市教育委員会の見解あるいは教育委員長の考えをお伺いしたいと思います。

この教育改革国民会議は、戦後教育の総点検を目指すとして、森首相の私的諮問機関としてことしの3月に設置され、9月22日に中間報告をまとめたものであります。この中間報告書は一部共感するところもありますが、危険なおいを感じざるを得ない箇所や疑問を禁じ得ない箇所が多数見受けられるのであります。こうした報告に対して、現場で教育に携わっている人々や一市民レベルの考えを声に出して発言をしていかないと大変なことになるのではないかと憂慮しています。ぜひこうした思いを受けとめ率直な見解を承ればありがたいと思います。

最初に、現状認識であります。中間報告は、教育は社会の営みと無関係に行われる活動ではなく、今日の教育荒廃の原因は究極的には日本の社会全体にあると言えるといいながら、社会全体が悪いだけでは無責任になり、だれも何もしないことになると逃げています。さらに、教育の原点は家庭であることを自覚すべきであると述べ、家庭ごとにしつけ3原則をつくり、子供と一緒に過ごす時間をふやせ、PTAや学校、地域の教育活動に積極的に参加せよと提言しています。

中間報告は社会的責任を放棄し家庭に責任をなすりつけようとしているように見受けられます。子供の親は、家庭で、地域でもっと子供と接してやりたい、接してやらなければと切実に思っていると思います。それを実行できない社会の仕組みの中で悩み苦しんでいるのが現実であります。日本人は働き過ぎ、働き中毒だと諸外国から指摘されてきました。まさにそのとおりであります。しかし、好きで残業や長時間労働をしているわけではありません。低賃金ゆえに長時間労働に甘んじ、あるいは断ればボーナスや昇進に、時としては首にかかわるから家庭を犠牲にして働いているのが現実なのであります。企業や会社が子育てや教育に対してもっと理解と協力を惜しまない姿勢が必要であります。労働基準法が改正され週5日制が施行されても、まだ週5日制を実現していない多くの企業があることがこのことを証明している一つであります。

また、年次有給休暇取得者に対しても勤勉手当の査定に利用するため、とりたくてもとれないという中小企業で働く人々の実態を聞きます。家庭生活優先、子供たちともっと時間をとりたいと思ってもできない勤労国民の悲痛な声を国民会議はどのように受けとめているのか疑問であります。

子供を取り巻く環境は家庭や子供との生活を犠牲にしてきたツゲが、そして金や物質優先の社会のツゲが今まさに噴出してきているのだと思います。私は遅きに失したと思いますが、今からでも企業中心、会社中心の社会から家庭中心の社会へ切りかえる一大転換をすべきであると思います。

中間報告にも述べてありますが、企業は年次有給休暇とは別に教育休暇制度を導入することを提言しています。実現するためには企業、会社の理解と協力が何よりも必要であります。企業の利潤も大切であります。日本の未来を託す子供の教育にはかえられないという理解が求められていると思います。

教育界としても勤労者が置かれている現状を直視し、教育休暇制度の導入もさることながら、現在ある制度の中で子供たちのために安心して有給休暇をとれるよう働きかけるとか、あるいは週1回でも子供と一緒に夕食を食べられるようノー残業日を設定することなど企業に働きかける行動を起こすべきと考えますが、教育委員長の見解をお伺いします。

また、中間報告は地域の教育力を高めるために公民館活動など、自主的社会教育への支援を行うと述べています。まさにその必要性は言うまでもありません。公民館の自主的社会教育に対する支援とともに、各学校で行われている総合学習における地域のお年寄りなどを迎えての体験学習を、学校でなく公民館あるいは分館で行うなどの工夫があれば、地域の大人も子供の顔を覚え話しかけやすくなると思うし、子供たちも地域に親しみ、地域の公民館、分館をもっと身近なものに感じるのではないかと思います。こうした取り組みについて見解があればお伺いしたいと思います。

次に、奉仕活動の義務化についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

奉仕活動については、中間報告において小・中学校では2週間、高等学校では1カ月間、共同生活などによる奉仕活動を行うことなどを提言しています。奉仕活動を義務づけることは奉仕の精神をゆがめるものであり、形だけの欺瞞に満ちた子供を育てることに手をかすことになるものと心配するものであります。

また、将来的には、満18歳の国民すべてに1年間程度農作業や森林の整備、高齢者介護などの奉仕活動を義務づけることを検討すると述べていることについては、奉仕活動どころか形を変えた強制労働であり、時代錯誤と言える提言であります。

今さら言うまでもありませんが、奉仕の心は社会のために、だれかのために自分ができることを役立てたいという自発的な心に根差しているからこそとうといものであり、奉仕を受ける側にとっても感謝の気持ち自然と出てくるものであると思います。自発的な心に根差さない奉仕は奉仕とは言えず、苦役以外の何物でもありません。奉仕活動を義務づけにしたならば、拒否する子供や親と現場で指導する教師の間に新たなあつれきを生み、相互不信の増大と不登校などの新たな問題が生じかねないおそれがあります。こうした危惧を持つ奉仕活動の義務化について、教育委員長はどのような見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

次に、問題を起こす子供への教育についてであります。

中間報告では、問題を起こす子供の教育をあいまいにしないと述べています。あいまいにしないという真意は定かではありませんが、問題を起こす子供の特別教室の設置など、隔離につながる考えを持っているのではないかと危惧されます。隔離につながる発想は、義務教育の放棄であり、平等に教育を受ける権利を奪うものであります。問題を起こした子供が特殊な家庭環境や境遇にあった子供ではなく、普通の家庭、普通の子供が問題行動を起こす事件が多発していることからわかるように、問題行動を起こすに至った要因や背景は非常に複雑であり、解決するためには忍耐強い努力と対話が必要であります。そのために各学校に専門のスクールカウンセラーの配置と同時に、教職員の繁忙化解消が急務であります。ゆとりのない学校、ゆとりのない教育、ゆとりのない教師、こうした環境では問題児に対する忍耐強い指導は不可能であります。ゆとりある教育を取り戻すためにはいろんな課題がありますが、現行の40人学級基準を30人以下の学級基準に改正することが大きなかぎを握っていると思います。

文部省の99年度の学校基本調査速報によりますと、不登校の児童数は13万人を突破したと発表されていま

す。また、文部省が研究を委嘱した学級経営研究会における報告書によりますと、学級崩壊をしている学級の状況は、1学級36名以上の学級が27.4%、31名から35名の学級では26.7%であります。合わせて31名以上の学級で半数以上の54.1%を占め、1学級当たりの人数が多いほど学級崩壊が多発しているのが証明されました。

また、日本教育学会が99年3月に学級定員の基準などについて全市町村の教育委員会にアンケート調査を行った結果、42%、1,384の教育委員会から回答が寄せられ、望ましい学級規模としては小学校で30人が57%と半数以上を占め、続いて35人が22%、20人、25人以下も14%でありました。35人以下の学級が望ましいと考えていると考える教育委員会が全国で93%、30人以下が望ましいと考えている教育委員会が71%もあることが明らかになっています。

また、文部省が進めている2人の教員と一緒に教えるチームティーチング(TT方式)よりも少人数の学級編成が望ましいと考えている教育委員会が65%と多数を占めているのであります。

また、意見の欄では、小学校では1年生から6年生まで一律40人学級の基準は無理があるとの声が多かったとあります。

このような研究やアンケートの結果を踏まえて、教師がすべての子供に目が届き、ゆとりを持って安心して教育ができる環境を確立し、学級崩壊や不登校児童、問題児を出さないためにも、1学級の小人数化を実現することが急務であると考えます。

日本教育学会に対する望ましい学級規模のアンケートに、本市教育委員会としてどのような回答を出されたのかをお尋ねします。もし出さなかったとすれば、教育委員長として望ましい学級規模に対する見解を伺いたいと思います。

次に、新しい時代に対応した教育行政のあり方について見解を伺いたいと思います。

中間報告では、新しい時代に新しい学校づくりとして、教師の意欲や努力が報われる、評価される体制づくりなどの提言があります。具体的には、教師に対する特別手当の支給や表彰制度、教員以外の職種への配置がえ、または免職、さらに免許更新制度の検討など、あめとむちを強化しようとしています。私はこうした考えに疑問を持ちます。教師に特別手当や表彰制度を強化し、一方で他職種への配置がえや免職などの手段で本当に教師の意欲が生まれるのでしょうか。教職員同士の新たな競争を生み出し、学校全体の連帯感を損なうおそれが心配されます。

現在、文部省による教育内容と教職員への管理統制を強めたことが教育の画一化や没個性化を招いたという反省から、教育の地方分権、学校の自主性、自律性の確立、学習指導要領の大綱化、ゆとりと生きる力の創造へ向けての個性重視の教育への転換が図られているものと思います。子供の個性や創造性を伸ばすためには、子供たちと毎日向き合っている教職員がゆとりを持って子供たちの個性を尊重しながら接することが大切であり、そこで働くすべての教職員の協力、協働が何よりも大切であるのではないかと思います。1人の教師の頑張りや個々の教師のばらばらの取り組みでは十分な教育の効果があらわれないことは私たち素人にも理解できます。

したがって、重要なことは、すべての教職員の協力、協働の体制をどうつくるかであり、そのための学校、教職員への支援策をどう拡充するかであります。特定の者への特別な報奨は学校経営にプラスには働かないと考えますが、教育委員長の見解を伺います。

また、教育委員会の改革として、教育委員の構成を保護者委員、女性委員など、具体的に定めることが提言されていますが、これは小手先の改善であり、教育委員会の抜本的改革にはほど遠いものであります。教育委員は教育行政の地方の自主性を確立する制度であり、教育の中立性と教育行政の安定性の確保を目的とした行政委員会であります。そして、教育委員会の運営は教育の素人による民衆統制としての合議制を基本に置いています。

こうした教育委員会の理念と運営に照らして早急に改善をしなければならないのは何か、この点が議論されていません。私は一番重要なことは、市町村教育委員会の独立性の確保であると考えます。第1に、文部省、県の教育委員会からの独立であり、第2に市長部局からの独立であります。そのためには教育委員の公選制復活が教育委員会の独立性、中立性を確保する絶対的条件であると考えます。現在の任命制度では自由な発言、思い切った改革はできません。自由な発言、思い切った改革を行うためには、任命制度の撤廃と同時に、教育委員会に予算要求権の付与、財政権の確立が求められています。教育委員会の改革、改善について、教育委員長として考えがあれば伺いたいと思います。

最後に、教育施設の総合的推進のための教育振興計画を策定することについて、中間報告では教育への投資を惜しんでは教育の改革は実行できない。教育改革を実行するための財政支出の充実こそが必要であり、目標となる指標の設定も考えるべきであると述べていますが、まさにそのとおりであります。

我が国の学校施設、設備のおくれは、電話回線、トイレ、エアコンの整備など数え上げれば切りがないほどであります。国の一般歳出総額に占める学校教育費の割合は年々低下しています。昭和50年に13.4%を占めていた教育費が平成9年度には10.6%に落ち込んでいます。また、国民総生産に対する公財政支出に占める学校教育費の支出の国際比較においても、日本は3.6%、フランス5.6%、アメリカ5.0%、イギリス、ドイツ4.6%と、先進国における日本の財政支出の低さが明白であります。ユネスコなどは教育に対する公財政支出の割合をGDPの6%とするよう提唱しています。実効ある教育振興計画を策定するためには、こうした基本的財政の確保、裏づけが不可欠であります。教育振興計画の策定及び基本的財政の確立について御見解があればお伺いしたいと思います。

また、中間報告は教育基本法の見直しについて国民的議論を提唱しています。国民的議論を行うことは重要であると思います。しかし、最初に改定ありきの論議をすべきではありません。むしろ教育基本法の理念や内容を国民全体のものにすることが重要であり、教育基本法の理念や内容がどこまで実現しているのか、実現できなかった原因は何か、実現するためにはどんな施策が必要かを論議する中から、今何を改革しなければならないかが見えてくると思います。こうしたプロセスを大事に丁寧に論議していくことが教育界にとっても親にとっても子供にとってもこれからの教育を考えると大事ではないかと考えます。教育基本法の改正についての御所見があればお伺いし、私の第1問とします。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 お答えいたします。

まず、教育改革国民会議は、内閣総理大臣の諮問機関として、芝浦工業大学の江崎玲於奈学長を座長に各分野の専門家など26名の委員で構成され、本年3月から開催されているものであります。その目的は、21世紀の日本を担う心豊かでたくましく創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本にさかのぼって幅広く今後の教育のあり方について検討することにあります。人間性、学校教育、創造性の三つの分科会で構成され、その審議に当たっては何らの制約を設けず、自由闊達な濃密な議論を行い、9月に出されました中間報告をまとめるに当たっては、骨太でわかりやすく具体的で建設的な17の提案がまとめられたというものであります。

こうした背景には学級崩壊や不登校児童生徒の増加、続発する青少年の凶悪な犯罪など教育の荒廃を憂慮する危機意識があり、さらには少子高齢化、国際化、情報化などの現代的な教育課題への対応が迫られている状況から、教育問題を家庭や学校のみ任せではなく、もはや国民の一人一人が真剣に議論すべき状況にあるという認識によるものであると理解いただきたいと思います。

まず、第1点目の家庭の教育力の回復について申し上げます。

議員が示されたような家庭の教育力の回復のためには、家庭優先を容認する社会をつくるという視点には今後大いに示唆をいただいたものと理解いたします。確かに個人の努力にも限界があり、保護者が家庭と仕事の板挟みになっているような状況もまま見受けられるものであります。教育界も積極的に企業などに働きかけ、家庭が本来の教育機能を果たせるよう配慮と理解を求めることもこれからは視野に入れることが必要であろうと考えます。また、企業側においても、従業員の家庭教育に理解を示すことは、究極的には次代を担う人材を育成し、社会の繁栄に企業としての責任を果たすという、偉大なる循環の見地に立ってくださることを期待するものであります。

第2点目の総合的な学習の時間における地域の公民館の活用について申し上げます。

平成14年から本格的に実施される新学習指導要領は、ゆとりの中で生きる力をはぐくむことを大きなねらいとし、総合的な学習の時間を中核に、学校の特色とともに開かれた学校づくりを求めているものであります。地域の歴史や自然、伝統文化を初めすぐれた人材を活用して、学校教育に地域の教育力を積極的に取り入れることを重視しております。したがって、公民館の主催する事業に授業の一環として参加したり、施設の一部を活用して学習することも十分考えられ、学校教育と社会教育が積極的に連携することが期待されております。

平成12年度と13年度は学習指導要領の移行措置期間として、市内小・中学校でも総合的な学習の時間について意欲的かつ研究的に実践しており、子供たちがみずからの課題に沿って公民館や市役所を訪問して調べたり、電話による問い合わせに応じていただいているところであります。このような学習は今後さらに活発化するものと思われますので、学校教育と社会教育がどのように連携していくべきか、各学校の意向も反映した形で検討してまいりたいと考えております。

次に、第3点目の奉仕活動の義務化について申し上げます。

今回の中間発表でかなりの議論を呼んだものであります。すなわち小・中学校では2週間、高等学校では1カ月間共同生活などによる奉仕活動を行い、将来的には一定の試験期間を置いて満18歳の国民すべてに1年間程度農作業や森林の整備、高齢者の介護などの奉仕活動を義務づけることを検討するというものであります。あえてここまで踏み込んだ提言になった背景には、今まで教育が要求することのみに傾斜していたことを反省し、人道的な作業体験から奉仕の志をはぐくみ、青少年が自分に人のお役に立てる力がある喜びを

自覚するとともに、人は皆生かされていることや感謝に生きる心を育てようとしているのであります。確かに重要な意味を持つ提言ではありますが、実際にこれだけの期間を奉仕活動に充てた場合、教育課程全体がどのように編成されるのかが未知数であり、また、大学進学や企業への就職年齢の変更など、国家的な変更を伴う内容であり、具体的なイメージができないのが正直なところであります。

また、奉仕は義務として強制すべきでないという批判があることも承知しておりますし、反対に他から強制される義務ではなく、みずから価値ある生き方を求めて自分で自分に課する義務であるという解釈があるのも事実であります。

市教育委員会としては、この提言について今後とも多角的に研究してまいりたいと考えます。と同時に、社会や国民全体のコンセンサスがどのように形成されていくのか注意深く見守ってまいりたいと思います。

第4点目は、スクールカウンセラーの設置状況と望ましい学級規模について申し上げます。スクールカウンセラーは、臨床心理士や医師などの資格を持つ人を学校に配置し、児童生徒の心のケアを図り、不登校などの問題を改善したり、教師の研修や保護者の相談に応じるための制度であります。本市では、平成8年度から11年度までの4年間、文部省の委託を受け陵南中学校に3ないし4名配置していましたが、今年度は委託を受けておりません。

望ましい学級規模については、昨日安孫子議員の答弁でも申し上げましたが、文部省の第7次教職員定数改善計画により40人学級というクラスサイズは変えず、主要教科の指導に当たっては学級の枠を外して20人ほどの小人数で指導できるよう、弾力的にきめ細かな指導ができるよう検討されております。文部省や県教育委員会の今後の動向を見守りながら対応したいと考えております。

次に、第5点目として、新しい時代に対応した教育行政のあり方について申し上げます。

御指摘のように、教員の能力に応じて評価し、給与や人事の処遇を図るなど、教員の熱意や努力が報われ反映される体制に整備する旨の提言が行われております。イギリスでは実際に教員の能力給制度を導入したということではありますが、国民性や文化の違いもあり、また教育職と能力給という制度が果たしてうまく適合するものや否や、あるいは教員の熱意や努力を客観的にだれがどのような基準で評価するものやら課題も多いと思われま。

しかし、現在の教育改革は、橋本政権時代の社会的規制の緩和と自由化の流れをくむものであり、とかく保守的と言われる教育界に市場原理を導入し、いい意味で競い合い高め合うことが期待されているのも事実であります。

以上のように現段階で一概に評価することは難しく、今後とも注意深くその推移を見守ってまいりたいと考えております。

さて、教育委員会の改革についてでございますが、市町村教育委員会は、地方公共団体の教育事務を担当する独立した執行機関として、教育事務を自主的に行っていることは御案内のとおりであります。ほかには、地方公共団体の行政全般の総括者である市長にも教育事務に関して職務権限がございます。教育委員会が教育施策を独自に推進していく上での制約は、組織機構や予算にかかわる事項を除けば基本的にはありません。本市においては、市長事務部局、教育委員会双方の職務権限の範囲及び連携によって、適正で良好な関係が保たれ運営されていると思っております。教育事務の処理については、市長の指揮監督を受けることなく、教育委員会のみずからの権限と責任において行っているところであります。

ただ、財務事務に関しては、市全体の健全財政運営上の面から一元的に処理する必要があり、法律においても市長の職務権限とされているところであります。本市における教育財政と一般財政については調整が十分図られ対応していただいているものと思っております。

なお、御質問の教育委員の構成を定めた基準などについては、教育委員に任命されている私としてはお答えする立場にないのではないかと思います。

次に、第6点目の教育振興計画の策定についてであります。第4次寒河江市振興計画及び実施計画において、市教育委員会の意向を十分に反映し教育振興策が策定されており、さらには各年度ごとに寒河江市の教育目標と主要方針の策定を行っております。また、これらを踏まえて各学校の経営方針、教育指導計画が編成され、指導主事を中心に学校と教育委員会の連携の強化を図るよう取り組んでおります。

最後に、第7点目の教育基本法の見直し論議について申し上げます。

教育基本法は昭和22年に制定され、教育の理念や日本が目指すべき教育の道しるべとなるべき性格の法律であります。教育改革国民会議では、議員のお考えと同様に初めに教育基本法の改正ありきという姿勢に立つことなく、また、この法律に触れることをタブー視する必要はないという立場で、我が国の教育のあり方に関する検討の一環として議論を行っております。

教育基本法の改正が特効薬となって直ちにいじめや青少年の凶悪犯罪がなくなるものではないこと、教育改革を実効あるものにするためには、教育内容や教育行財政制度の改善など、具体的な方策の提言こそが重要であるという認識が示されております。

その一方で、この法律が制定された昭和22年当時とは社会状況が著しく異なり、教育基本法に求められている理念や内容が変化していることから、必要に応じて改正されるべきであるという意見が大勢を占めているということでもあります。

しかし、具体的に何をどのように改正するかということについては、委員の意見も分かれるところであり、集約されておられません。むしろ国民的論議を期待しているということでもありますし、そうあってしかるべきと考えております。

いずれにいたしましても、教育改革国民会議の審議は、その基本方針として教育を供給する側の論理でなく、教育を受ける子供や学生、その親の側に立って論議することを重視しているということでもありますので、教育問題を家庭や学校のみ任せることなく、国民一人一人が真剣に受けとめ議論されることを期待して、その推移を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 こういう声なので余り再質問もどうかと思ったんですけども、今の教育委員長の答弁を聞いて、大分答弁の中に今後の推移なり今後のいろんな議論を見守りたいと、こういう意見がかなりの部分を占めておったのではないかなと思うんです。私は地方の教育委員会として、本当に現場と直視をしている教育委員会として、そういうただ見守るという態度だけでいいのかと、本当に残念な気持ちなのであります。

と申しますのは、今回の教育国民会議の中間報告が出た後、早々とかいう報告書に対して為政者、政府なりそういうところは、自分の都合のいいところを先取りするとか、つまみ食いするとか、そういう傾向があるわけですね。そういうことが既に出てきているわけです。

例えば、この前の新聞には、優秀な教員を表彰する教員評価システムを新たに導入するというのをこの前の閣議でも既に決定をしていると。早ければ2002年度から実施をしたいと、こういうことを先取りしているわけですね、最終報告が出ないそういう中で。一番現場の教師にとって問題なような課題についてそういう態度をもう既に決めている。あるいは教育委員会の活性化を図るためということで、教育委員会に女性委員や保護者代表を登用するという地方行政の組織運営に関する法律を来年の通常国会にはもう提案しようと、こういう動きまでもなっているわけですね。そして、教育基本法の見直しについても中央教育審議会へ来年の7月には諮問をしたいと、文部省はこういうことを示しているわけです。

ということで、矢継ぎ早に為政者にとって都合のいい部分はどんどんと推し進めようとしている。しかし、その一方で多くの現場の教職員や市町村の教育委員会が望んでいる40人学級の見直しについては、今の答弁にもあったように見送られているわけですね。これはいろいろな理屈をつけています。今答弁があったように、一律に30人学級にするよりも教科科目ごとの学習単位を小さくする方が効果的だなんていう理由をつけて40人学級を見送っているわけでありましてけれども、その見送った最大の理由は何かと。国の財政悪化、県自治体の財政の悪化、これが教職員の増大にはたえられないと、こういうことで葬り去られているわけですね。これが真実だというふうに思うんです。理屈は後でつけたと。こういうことを地方の教育委員会や教職に携わっている人は、T T方式あるいは学習単位を小さくする方がいいんだという議論に負けない声を地方から出していく必要があるんじゃないかなと思うんです。

そして、そういう40人学級の見直しについては見送っておきながら、都道府県単位で自前の財源を使って独自の30人学級を進めることは認めていくんだと、こういうちぐはぐな方針を、考え方を示しているわけですね。財政に余裕のある自治体なら30人学級をやってもいいですよと、こういう言い方を一方ではしているわけです。全く国の政策としては矛盾な方針だというふうに思います。そういう意味で単に見守るということではなくて、本当に現場の教職員の声を、地方自治体の声を中央に反映させていくという努力をぜひしていただきたい。こういうお願いをしたいというふうに思います。

これはいい例かどうかがあるんですが、福島県の三春町では、教育委員長を全国から一般公募した。あるいは愛知県犬山市においても、従来地域のバランスで選んでいた教育委員を、そうした慣例を打ち破って大学助教授や企業のトップなどを教育委員に任命して、教育委員会主導となって教育行政を改善していくと。そして市町村が独自で行える30人学級、そういったものはどんどんと取り組んでいくんだと、こういう教育委員会なんかもあるわけです。

ということで公選制は一教育委員会としてはなかなか言い切れない、あるいはやり切れない、そういう課題だというふうに思いますけれども、一般公募制、そうした開かれた教育委員会の選任の方法、こういうことは取り入れることはできるのではないかなというふうに思うんです。教育委員の任命については、議会でも承認事項になっているわけでありましてけれども、どこでだれがそういうことで選任をして承認を求めるとか、全く人選をされる経緯が非常にわかりにくい。密室性が高いと、こういうふうに言われています。そう

いう意味では本当に教育委員会、教育に関心のある市民の中から公募をする。こうした考え方なんかもとれるんじゃないかというふうに思いますが、そうしたこともぜひ今後検討していただければありがたいなというふうに思っています。

それから、いろいろあるわけでありませうけれども、奉仕活動についてはもっときちっとした態度をとってもらいたいなと思うんです。いろいろ中間報告で出ていますけれども、本当に国民会議の各委員はすばらしい学識経験者の方々というふうに思いますが、この方々が本当に奉仕活動なんてやっている方なのかということなんですね。私も含めてでありますけれども、我々大人が今の社会で本当に進んでみずから時間や手間を割いて奉仕活動に参加をしているか、学校の先生も含めて。私は参加をしていないというふうに思うんです。そういうしていない大人が子供に奉仕活動を強制すると。そうしたときに子供はどういう目で大人を見るかと。どういう目で先生を見るかと。自分たちがやらないで何だと。おれたちにこういうことをやらせるのかと。そういう反発心や不信感を持つのではないかと思うんです。そうした大人社会、現代社会の我々の行動を見て子供は育っているんだというふうに思います。子供に押しつける前に、まずみずからやると。このことが前提になれば、奉仕活動を子供に押しつけるなんていうことはできないはずだというふうに思います。そういう意味で現場で指導する先生は自己矛盾に陥ると。こういう苦しみを現場の先生が背負うことになるわけですね。そのことを代弁して、教育委員会としてきちっとした考え方を県教や文部省やそういうところに述べていく。そういうことが必要なのではないかというふうに思います。

そういう意味で、大変聞きにくい声で申しわけありませんけれども、見守るということではなくて、積極的にそうした考え方を行動に移していくと。このことをお願いして、もし見解などあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 伊藤議員の方から見守っていきたいというふうな言葉がいっぱいあって非常に不満だというふうな声がありましたが、確かにそういうのはいっぱいあったように思うんですが、私自身も、例えば優秀な教員をこうするといっても、どんな者を優秀というのかというふうなこともまだ明示されておりませんし、わからない状態で、やっぱり見守っていきたいというふうに言わざるを得なかったというふうに思います。

それから、奉仕活動についても、私自身も今いろいろ人間の性というのは悪なのか善なのかということから始まってわからない面が相当あります。この前ライオンズクラブの作文の、私は3年ほど審査委員長をやったんですが、あの中に嫌々ながら慈恩寺の清掃に参加した。例えばこれ陵西中学だったんですが、参加したんだけど、してみたら非常に気持ちがよかったと。それから陵南中学からは何通もボランティアとして市立病院に花飾りやら年寄りの相手に行ったと。こんなことがなければいいなと思いながら行ったと。しかし、おばあさんたちと話し合っていてありがとうと感謝されて、初めてこういうことに将来つこうというふうに考えたというふうな、体験して初めてボランティアというのはすべきなんだというふうな意識が変わったと、こういうふうなこともあったわけです。

そういうようなこともあって、やっぱり曾野綾子が言うように、強制すると本当に積み立つのか。あるいは私自身もそんなにしないのに生徒にさせるのはどうかと、今伊藤議員がおっしゃるような考えもいろいろ心の底にはあります。そういう意味で、これからどういうふうな議論が進められていくのかということを見守っていきたいというふうに言ったわけです。これは正直な気持ちです。

以上、感想だけ申し上げて御理解いただきたいと思います。

佐竹敬一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

平成12年12月第4回定例会

散 会 午後3時00分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでございました。